

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約簡易型に基づき実施する予定の案件を別表のとおり公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いいたします。

2012年2月1日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。なお、個別案件の公示に明記されている場合を除き、共同企業体の結成は認められません。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（URL: <http://www.jica.go.jp/announce/consul/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3. プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

【5. プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6. 業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約簡易型案件及びコンサルタント役務提供契約案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7. その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行ってあります契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしていますので、ご対応の程よろしくお願い致します。詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）個別の公示において補強を認める場合、協力同意書を取り付け、簡易プロポーザルに添付してください。

（4）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそるわない場合には、プレゼンテーションを実施しただけでないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（5）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしますので、支給の対象とはなりません。

（6）業務実施契約簡易型のうち、先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

実施予定案件一覧表（業務実施契約簡易型）

（公示日：2012年2月1日）

項番	国名	案件名
1	フィリピン	上下水道プロジェクト形成促進(有償資金協力専門家)(プロジェクト形成促進)
2	インド	ムンバイ・メトロ3号線建設事業に係る技術支援(有償資金協力専門家)
3	キルギス	キルギス日本人材開発センター プロジェクトフェーズ2専門家派遣(マーケティング)
4	キルギス	キルギス日本人材開発センタープロジェクトフェーズ2専門家派遣(生産・品質管理)
5	キルギス	キルギス日本人材開発センタープロジェクトフェーズ2専門家派遣(人材育成管理)
6	グルジア	東西ハイウェイ整備事業における道の駅導入を含む沿線開発計画策定支援(有償資金協力専門家)(総括)(行政制度・参加型コミュニティ開発)(農業・農産品加工)(商)
7	パプアニューギニア	小規模稲作振興プロジェクト(フェーズ2)専門家派遣(収穫後処理)
8	エクアドル	チンボラソ県持続的総合農村開発プロジェクト専門家派遣(チーフアドバイザー/持続的総合農村開発)
9	中南米地域	南米地域における円借款新規案件形成及び実施促進支援(有償資金協力専門家)(円借款案件迅速化支援)
10	ボリビア	北部ラパス小規模農家の生計向上のための付加価値型農業プロジェクト専門家派遣(農家経済)
11	モロッコ	アブダ・ドゥカラ灌漑地域における灌漑システム向上プロジェクト専門家派遣(営農)
12	エチオピア	オロミア州母子栄養改善プロジェクト専門家派遣(行動変容コミュニケーション)
13	エチオピア	オロミア州母子栄養改善プロジェクト専門家派遣(チーフアドバイザー/母子保健・栄養)
14	セネガル	日本企業への投資促進戦略策定アドバイザー専門家派遣(投資促進)
15	モザンビーク	保健人材養成機関教員能力強化プロジェクト(教育学)

番号： 1 国名：フィリピン 担当：東南アジア・大洋州部
案件名：上下水道プロジェクト形成促進（有償資金協力専門家）（プロジェクト形成促進）

1 今回契約予定のコンサルタント

1) プロジェクト形成促進 1名 大卒後23年以上

2 契約予定期間： 全体 2012年3月中旬から2013年3月中旬まで

業務予定期間（日数）	準備期間	1次派遣	1次国内	2次派遣	2次国内	3次派遣	整理期間	M / M
プロジェクト形成促進	10	180	3	65	3	35	5	10.03

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写6部

見積書：正1部写1部

提出期限：2月15日(12時まで)

提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針的的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：プロジェクト形成促進	
(ア) 類似業務の経験	48
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
(ウ) 語学力	16
(エ) その他 学位、資格等	8

(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)

対象国/地域：フィリピン/全途上国

類似業務：PPPインフラの金融面に関わる各種業務

6 条件

補強：認めない。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

マニラ首都圏は世界でも有数の規模を誇る大都市圏であり、その上下水道は公共事業道路省(DPWH)管轄下の公社であるマニラ首都圏上下水道公社(Metropolitan Waterworks and Sewerage System:MWSS)により運営・管理されてきた。しかし、1990年代に入り、上下水道の整備が同首都圏の発展に比べ大きく立ち遅れ、深刻な社会問題となったため、同首都圏の上下水道事業は国際金融公社(IFC)の支援を受け、中央政府の主導により東西2地区に分割され、1997年より民営化されている。

こうした動きの中、JICAはMWSSに対し過去20年以上にわたり「全国水資源開発計画調査(1996)」、「マニラ首都圏水資源開発計画調査(2002)」、「マニラ首都圏下水・衛生環境改善準備調査(2009)」等様々な形で支援を供与してきた。一連の支援により上下水道の現状には一定の改善が見られたものの、依然として多くの問題を抱えている。

上水に関しては、マニラ首都圏は水源の97%をアンガット川流域のアンガットダムに依存しており、人口増加に伴う水需要の増加に対応するため、安定的な水供給を目的とした新しい水源開発が急務とされている。

また一方で下水に関しては、マニラ首都圏における下水道の普及率は約10%(2000年)と低い水準にあり、関連法令の未整備や政策の立ち遅れ、職員数や技術の不足、予算不足等により十分なサービスの提供ができていない状況にある。

このような課題に対応するため、2010年に発足したアキノ政権は、その開発計画(フィリピン開発計画2011-2016)において、マニラ首都圏における早急な水資源開発や下水インフラ整備のための投資・金融フレームワークの整備を推進するとしており、MWSSに対して短期間(1-2年)での具体的事業への着手(計画策定)を指示している。

本方針の下、MWSSは、マニラ首都圏及び周辺地域の状況を踏まえた上での中長期的な水資源開発計画を新たに定めるべく、Water Security Plan(WSP)を策定する方針を打ち出し、2012年末のWSP完成を目指してJICA及び世界銀行に対して策定支援を要請した。これを受けて世界銀行は、水源検討のための既存提案事業(調査)に係る包括的なレビューを行う調査(以下、「世銀調査」という。)を実施しており、MWSSはこれの中で作成される見込みである短期、中期、長期の水資源開発案件を整理したロードマップを作成し、優先して実施すべきプロジェクトを検討する予定である。また、JICAもマニラ首都圏及び周辺地域における水収支を明らかにすることで同地域の水源開発計画策定及び

安定した水供給の確保に寄与することを目的として、「マニラ首都圏及び周辺地域における水資源開発計画に係る基礎情報収集調査」(以下、「JICA調査」という。)の実施を計画している(2012年中を予定)。また、下水に関しても、世銀がマニラ首都圏の廃水管理のプロジェクト形成を進めており、JICAも首都圏において新規下水道を整備する「マニラ首都圏西地区上下水道整備事業」に係る協力準備調査を実施中である等、各ドナーにより首都圏の下水道普及に向けた動きが進められている。

このような状況の中、各種調査に基づき形成される上下水道セクタープロジェクトのうち、MWSS等との協議に基づき特に検討対象とすべきとされるプロジェクト(以下「優先プロジェクト」という。)の形成促進及び実現に向けての支援を行うことを目的として、カウンターパート(以下、「C/P」という)機関であるMWSSに専門家を派遣するものである。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、フィリピン国(以下「フィ」国)において、MWSS総裁等のアドバイザーとして、上下水道セクターにおける優先プロジェクトの実施に適用可能な金融スキームの検討や関連機関との調整を行うことで、有償資金協力案件の形成を促進することを目的とし、以下の業務を行うものである。

なお、議長を「フィ」国大統領が務めるNEDA Board(=「フィ」国援助窓口機関であり個別援助案件の実施決定に深く関わるThe National Economic and Development Authorityの理事会)に対しても、関連上下水道案件の実施可否に係る協議には積極的にコミットしていくとともに、必要に応じて理事会の議長である大統領レベルにも届くような的確なアドバイスをすることが期待されている。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[プロジェクト形成促進]

(1) 国内準備期間(2012年3月中旬)

ア 「フィ」国の上下水道セクターにおける開発経緯、既往案件、事業実施体制(PPPを含む)、各ドナーの関連調査等、業務に必要な情報を収集し、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。

イ 各調査等の情報を整理したうえで、本専門家派遣全体に関する業務実施計画書(案)(和文・英文)を作成し、JICA東南アジア・太平洋部と業務方針について協議する。

ウ 上記イの協議結果に基づき、業務実施計画書(和文・英文)を完成させ、JICA東南アジア・大洋州部へ提出・説明する。

(2) 第1次現地派遣期間(2012年3月下旬～2012年9月下旬)(予定)

ア JICAフィリピン事務所に対し業務実施計画書(和文・英文)を説明し、現地最新情報及び業務計画の確認を行う。また、業務実施中においても、業務進捗状況等に応じJICAフィリピン事務所との協議を実施する。

イ C/P機関(及び必要に応じ関連機関)とキックオフミーティングを開催し、業務実施計画(全体及び第1次派遣)の説明と協議を行う。

ウ C/P機関における優先プロジェクトの形成、準備、実施に必要な手続きが円滑になされるよう、下記のことを実施する。

(ア) 上下水道セクターの既往調査結果及び新規/実施中の調査の進捗等のフォロー並びに、それら調査の結果の活用等に係るC/P機関に対する助言・指導

(イ) 上下水道セクターの優先プロジェクト(MWSSが形成中の先行プロジェクトを含む)の実現のための検討、手続き等支援

ODA案件やPPP事業等の先例を踏まえた、優先プロジェクトの準備・実施のための「フィ」国政府内における必要なプロセス整理及び、各プロセスにおける必要手続き(書類の準備を含む)支援

(ウ) 優先プロジェクトに適用すべき金融スキームの検討支援

a 適用すべき金融スキーム(円借款、海外投融資及びそれらを活用したPPPスキーム等)の特性(実施スケジュール、融資条件、キャッシュフロー等)の整理及び、MWSSに対する説明

b 優先プロジェクトの最適金融スキームに係る助言

(エ) 優先プロジェクトの形成、準備に必要な技術検討の準備支援

a 各優先プロジェクト水資源開発、上水道整備、下水道整備、環境社会配慮等に係る技術検討準備に必要な、ローカルコンサルタント(JICAにて備上予定)のTOR(案)検討に協力

b 各優先プロジェクトについて、ローカルコンサルタントと協働し、水資源開発、上水道整備、下水道整備、環境社会配慮等の技術的見地からプロジェクトの形成の上で必要な情報を整理

c 上記bで整理した情報をもとに、必要な追加調査の形成を支援(調査項目の整理等)

エ 上下水道セクターにおけるMWSSと関連「フィ」国政府機関及び国内/海外ステークホルダー(世界銀行・アジア開発銀行等のドナーを含む)との連携強化のため、下記のことを実施する。

(ア) JICA調査に際し組織されるステアリング・コミッティに参加し、MWSSによる関連機関向けのインプット等を支援

(イ) 水資源開発及び上下水道整備プロジェクトに適用可能な金融スキーム(円借款、海外投融資及びそれらを活用したPPPスキーム等)について関係機関の理解促進を図るべく、関係機関に対しセミナーやワークショップを開催

(ウ) 水資源開発及び上下水道整備プロジェクトの実施に関連する活動について、MWSSによる「フィ」国政府の関連機関や援助機関等との情報共有を支援

オ その他、C/P機関であるMWSSがプロジェクトの形成・準備にあたり必要とする助言等の支援を行う。

カ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAフィリピン事務所に提出し報告する。

- (3) 第1次国内作業期間(2012年9月下旬)(予定)
- ア 現地業務結果報告書(英文)に基づき、第1次現地派遣の業務結果についてJICA東南アジア・大洋州部に報告を行う。
 - イ 現地派遣の結果を踏まえ、業務実施計画書(和文・英文)を修正し、JICA東南アジア・大洋州部に提出・説明する。
 - ウ 必要に応じその他関係機関と情報の共有及び今後の活動についての協議を行う。
- (4) 第2次現地派遣期間(2012年10月上旬～2012年12月下旬)(予定)
- ア JICAフィリピン事務所に対し業務実施計画書(和文・英文)を説明し、業務計画の確認を行う。また、業務実施中においても、業務進捗状況等に応じJICAフィリピン事務所との協議を実施する。
 - イ C/P機関に対し、第2次派遣に関する業務実施計画を説明し、協議を行う。
 - ウ 第1次派遣の結果を踏まえ、またその進捗に応じ、上記(2)ウ、エ、オの業務を継続する。(第1次派遣にて完了した業務については継続不要)。
 - エ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAフィリピン事務所に提出し報告する。
- (5) 第2次国内作業期間(2012年12月下旬)(予定)
- ア 現地業務結果報告書(英文)に基づき、第2次現地派遣の業務結果についてJICA東南アジア・大洋州部に報告を行う。
 - イ 現地派遣の結果を踏まえ、業務実施計画書(和文・英文)を修正し、JICA東南アジア・大洋州部に提出・説明する。
 - ウ 必要に応じその他関係機関と情報の共有及び今後の活動についての協議を行う。
- (6) 第3次現地派遣期間(2012年1月中旬～2012年2月中旬)(予定)
- ア JICAフィリピン事務所に対し業務実施計画書(和文・英文)を説明し、業務計画の確認を行う。また、業務実施中においても、業務進捗状況等に応じJICAフィリピン事務所との協議を実施する。
 - イ C/P機関に対し、第3次派遣に関する業務実施計画を説明し、協議を行う。
 - ウ 第1次派遣及び第2次派遣の結果を踏まえ、またその進捗に応じ、上記(2)ウ、エ、オの業務を継続する。(第1次派遣または第2次派遣にて完了した業務については継続不要)。
 - エ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAフィリピン事務所に提出し報告する。
- (7) 帰国後整理期間(2012年2月下旬)
- 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、現地業務結果報告書(英文)と併せてJICA東南アジア・大洋州部に提出し、業務結果の報告を行う。

9 成果品

- (1) 業務実施計画書(全体)
- 英文5部(C/P機関3部、JICA東南アジア・大洋州部、JICAフィリピン事務所)
 - 和文2部(JICA東南アジア・大洋州部、JICAフィリピン事務所)
- (2) 現地業務結果報告書(第1次～第3次 各派遣終了時)
- 英文5部(C/P機関3部、JICA東南アジア・大洋州部、JICAフィリピン事務所)
- (3) 専門家業務完了報告書
- 和文2部(JICA東南アジア・大洋州部、JICAフィリピン事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。

また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICA東南アジア・大洋州部に提出すること。

10 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点
- 本専門家については、上下水道プロジェクト形成における各種金融スキームについてのアドバイス及び関連機関との調整を行うという高度な業務内容となっており、MWSS総裁等のトップ層に対してアドバイスをすることが想定されている。また、NEDA Boardに対しても、関連上下水道案件の実施可否に係る協議には積極的にコミットしていくとともに、必要に応じて理事会の議長である大統領レベルにも届くような的確なアドバイスをすることが期待されている。したがって、JICAの支援メニュー/スキームに精通し、関連分野での十分な経験のある人材が望ましい。
- (2) プロポーザル提案事項
- ア 業務工程については、上記2を想定しているが、以下イを踏まえプロポーザルにて提案すること。
 - イ 業務量は合計10.03M/Mを上限とし、現地渡航回数は3回まで、準備期間は10日まで、現地派遣日数は280日まで、国内作業及び整理期間は合わせて11日までとする。
業務工程表をプロポーザルにて提案すること。
- (3) 参考資料
- 特になし。
- (4) 必要予防接種 無
- (5) その他
- ア 本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けずに全業務期間一括して作成すること。
 - イ 本件は、業務従事予定者によるプレゼンテーションを実施する予定です。

- (7) 実施時期：2月20日（月）（予定）（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
 - (イ) 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室
 - (ウ) 実施方法：
 - a 一人当たり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分
 - b プレゼンテーションは、業務従事予定者が業務実施方針、提案事項の説明を行う。
 - (エ) 出席者：業務従事予定者以外の出席を認めない。
- (6) 本案件についてはA類型を予定している。

番号： 2 国名：インド 担当：南アジア部
 案件名：ムンバイ・メトロ3号線建設事業に係る技術支援（有償資金協力専門家）

1 今回契約予定のコンサルタント

- 1) 総括/基本設計・入札書類作成支援(土木工事) 1名 大卒後18～22年程度
- 2) 基本設計・入札書類作成支援(車両、電気、信号・通信及び機械関連工事) 1名 大卒後13～17年程度
- 3) 環境社会配慮対応支援 1名 大卒後13～17年程度

2 契約予定期間： 全体 2012年3月上旬から2012年12月下旬まで

業務予定期間（日数）	準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	国内作業	第3次派遣
1) 総括/基本設計・ 入札書類作成支援 (土木工事)	5	15	10	30	10	15
	整理期間	M / M				
	5	3	0	0		
2) 基本設計・入札書類 作成支援(車両、電気、 信号・通信及び機械関連 工事)	準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	国内作業	第3次派遣
	10	40	15	55	15	40
	整理期間	M / M				
	5	6	0	0		
3) 環境社会配慮 対応支援	準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	国内作業	第3次派遣
	10	15	10	15	10	0
	整理期間	M / M				
	0	2	0	0		

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写6部
 見積書：正1部写1部
 提出期限：2月15日(12時まで)
 提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
 - ア 業務方針の的確性 6
 - イ 業務方法の整合性、現実性等 12
 - ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 2
- (2) 業務従事者の経験能力等
 - ア 担当事項：総括/基本設計・入札書類作成支援(土木工事)
 - (ア) 類似業務の経験 11
 - (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 5
 - (ウ) 語学力 6
 - (エ) その他 学位、資格等 4
 - (オ) 業務従事者によるプレゼンテーション 6
 - イ 担当事項：基本設計・入札書類作成支援(車両、電気、信号・通信及び機械関連工事)
 - (ア) 類似業務の経験 15
 - (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 5
 - (ウ) 語学力 6
 - (エ) その他 学位、資格等 4
 - ウ 担当事項：環境社会配慮対応支援
 - (ア) 類似業務の経験 8
 - (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 4
 - (ウ) 語学力 4
 - (エ) その他 学位、資格等 2

(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)
 対象国/地域：インド/全途上国
 類似業務：都市鉄道の建設における基本設計、入札書類作成、又は、環境社会配慮に係る各種業務

6 条件

総括/基本設計・入札書類作成支援(土木工事)と基本設計・入札書類作成支援(車両、電気、信号・通信及び機械関連工事)と環境社会配慮対応支援とを一括で募集する。

補強：「基本設計・入札書類作成支援(車両、電気、信号・通信及び機械関連工事)」及び「環境社会配慮対応支援」

のうち、いずれか1名は補強を認め、個人コンサルタントも可とする。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

インド国では近年急速な都市化が進み、自動車及び二輪車の台数が急激に増加している一方で、公共交通インフラの整備が進んでいないことから、都市部では、交通渋滞が深刻な問題となっている。とりわけ、デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイ等の大都市では、交通渋滞に伴う経済損失及び大気汚染・騒音等の自動車公害による健康被害が深刻化しており、交通渋滞緩和及び自動車公害軽減のため、大規模な公共交通システムの整備が必要となっている。

インド国政府は上記の都市交通が抱える課題に対応するため、第11次5ヶ年計画(2007年4月～2012年3月)において、都市交通セクターの開発に重点を置いてきており、第12次5ヶ年計画(2012年4月～2017年3月)でも同様となる見込みである。特に、400万人以上の人口を有する都市では、安全性・エネルギー効率・社会環境保全の観点からも高速輸送システムの整備が推奨されている。対インド国別援助計画における重点目標として「経済成長の促進」が定められ、これを受けJICAは「経済インフラ整備を通じた持続的経済成長の支援」を援助重点分野として掲げ、主に円借款を通じて都市鉄道(メトロ)を始めとする都市交通インフラ整備を支援してきた。

インド国の商業・金融の中心都市であるムンバイ都市圏の人口は、1971年の597万人から2001年には1,191万人に増加しており、更に2031年には3,400万人に達すると見込まれている。それに伴い、自動車登録台数の伸びも著しく、2011年には187万台に達しており、交通渋滞及び自動車公害が深刻化している。増加し続ける人口に対して、バス及び郊外鉄道等の既存公共交通網の輸送能力も限界に達していることに加え、これらの公共交通網の輸送能力及び道路網の大幅な拡大も困難な状況から、ムンバイ大都市圏開発庁(以下、MMRDA)及びムンバイ交通公社(以下、MMRC)は、官民パートナーシップ(以下、PPP)にて都市鉄道(ムンバイ・メトロ1・2号線)を建設中であり、ムンバイ首都圏の都市交通を整備し交通利便性の向上及び交通公害の緩和を目指している。1・2号線の建設に引き続き、都市鉄道の更なるネットワーク化と国際空港を通る路線の建設がマハラシュトラ州政府の都市交通政策・都市環境問題対策の大きな柱となっており、「ムンバイ・メトロ3号線建設事業」にて、半島南部のColaba駅から国際空港駅を経てSEEPZ駅に至る路線の建設が予定されている。なお、同路線は全線を地下に建設するため事業費が高額となる等の理由により、PPPではなく公的資金にて建設される方針となっており、これを支援することは、インド国政府の開発政策、我が国及びJICAの援助方針とも合致し、円借款事業としての案件形成を実施する必要性・妥当性は高い。

現在、MMRCが自己資金で雇用するコンサルタントにより「ムンバイ・メトロ3号線建設事業」のF/Sが作成されたところだが、JICAによる案件形成及び審査に加え、ショートリスト方式によるコンサルタント調達等の今後のプロセスを鑑みると、円借款資金により雇用する、基本設計、入札準備補助及び施工管理の全般的な作業を担当するコンサルタントの契約は、2013年以降となる見込みである。このような状況下、事業の進捗を促進するため、MMRCは自己資金にて基本設計及び入札準備補助を行う施工準備コンサルタント(Interim Consultant)を備上予定である。加えて、MMRCは、JICA環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布、以下、JICAガイドライン)の適用を踏まえた環境社会配慮アセスメント報告書(以下、ESIA)及び住民移転計画(以下、RRP)を作成すべく、自己資金で環境社会配慮コンサルタントを雇用しその作成を進めているところである。

「ムンバイ・メトロ3号線建設事業」を円借款事業として案件形成を行うにあたっては、1・2号線とは異なりPPPスキームを用いないためMMRDA及びMMRC自身が中心となって基本設計や仕様の中身に関与していく必要があること、初の円借款による支援を受ける事業となること、加えて、地上構造物が密集する地域において初の全線地下による建設となること等の点が課題であり、事業実施機関であるMMRDA及びMMRCをカウンターパート(C/P)として、次の技術支援を、本専門家派遣によって実施する。

- (1) C/Pに対して、我が国の企業のものを含め、近年、世界各国の都市鉄道(メトロ)事業において採用実績のある技術・仕様の紹介や、国際競争入札の競争性・公平性向上のための仕様や資格審査条件の提案等を実施するとともに、これらの技術支援を通じてMMRDA及びMMRCの技術的側面におけるキャパシティ・ビルディングを行う。
- (2) 本事業の遂行のために必要となるJICAガイドラインを踏まえたESIA及びRRPの早期作成について、C/Pへの助言・指導を行いこれを支援するとともに、環境社会配慮対応に係るC/Pの理解を深めることにより、JICAによる円借款審査が円滑になされるよう技術支援を行う。

8 業務の範囲及び内容

業務内容のうち、「総括/基本設計・入札書類作成支援(土木工事)」が担当業務全体の取りまとめと土木・軌道工事に関する基本設計・入札書類作成支援を担当し、「基本設計・入札書類作成支援(車両、電気、信号・通信及び機械関連工事)」が車両、電気、信号・通信及び機械関連工事の基本設計・入札書類作成支援を担当する。また、「環境社会配慮対応支援」は、ESIA及びRRPの作成支援を担当する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[総括/基本設計・入札書類作成支援(土木工事)]

- (1) 国内準備期間(2012年4月上旬)

ア 事業実施機関から提出されているプロジェクト・レポート(JICAから貸与予定)等、関連する既存の資料・情報を収集・分析し、担当分野における業務内容の把握を行う。

イ 世界各国の都市鉄道(メトロ)建設事業において、近年、採用実績のある技術・仕様について調査を行い、担当分野におけるムンバイ・メトロ3号線建設事業に適用可能な本邦技術・仕様の情報収集及びC/Pへの提案方法の検討を行う。調査にあたっては、我が国の企業をはじめとする民間企業へのヒアリング等を実施する。

ウ 担当分野における、MMRDA及びMMRCの技術的側面のキャパシティ・ビルディングのために有効と想定される

技術分野・項目のリストアップを行い、技術支援の方針を検討する。

- エ 全体の業務実施計画書(和文・英文)を作成し、JICA南アジア部及びJICA経済基盤開発部に提出し、説明する。
- (2) 第1次現地派遣期間(2012年4月下旬～5月上旬)
- ア 現地業務開始時に、業務実施計画書をC/P及びJICAインド事務所に提出し、業務内容の確認を行う。
- イ C/Pにおいてムンバイ・メトロ3号線建設事業への採用を検討している技術・仕様の最新状況の確認・情報収集を実施し、担当分野における、我が国の企業のものを含め、近年、世界各国の都市鉄道(メトロ)において採用実績のある技術・仕様の適用可能性を検討のうえ、事業効果を最大化させるために最適な技術・仕様について、C/Pへ提案、助言及び指導を行う。
- ウ イの状況を踏まえ、C/Pに対して、担当分野における国際競争入札の競争性・公平性向上のための仕様や資格審査条件についての提案、助言及び指導を行う。
- エ 事業実施機関の組織・体制について確認し、ムンバイ・メトロ3号線建設事業を進めるうえで必要となるキャパシティ・ビルディングに係る項目を確認し、担当分野における技術支援の方針の提案と必要な助言・指導を行う。その際、ムンバイ・メトロ1号線及び2号線建設事業における事業進捗と問題点も把握したうえで、同提案を実施する。
- オ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P及びJICAインド事務所に提出し、報告する。
- (3) 第1次国内作業期間(2012年6月中旬)
- ア JICA南アジア部及びJICA経済基盤開発部に対し、第1次現地派遣の成果を報告する。
- イ 第2次現地派遣に係る業務実施計画書(和文・英文)を修正し、JICA南アジア部及びJICA経済基盤開発部に提出し、説明する。
- ウ 関連する既存の資料・情報の収集・分析を行う。
- (4) 第2次現地派遣期間(2012年7月上旬～8月上旬)
- ア 現地業務開始時に、業務実施計画書をC/P及びJICAインド事務所に提出し、業務内容の確認を行う。
- イ 引き続き第1次現地派遣期間のイ～エを実施する。
- ウ 円借款要請案件に関する審査にあたり、C/Pの準備、情報収集作業等を支援する。特に担当分野における以下の項目について調査・確認等を行う。
- (ア) 事業スコープ詳細
- (イ) 適用される技術・仕様や資機材の詳細並びにそれから得る利益や派生ビジネスに関する理解の醸成
- (ウ) 事業実施スケジュール
- (エ) 事業コスト及び借款供与額(JICAの円借款審査時に適用する各種基準を適用する)
- (オ) 事業実施体制
- (カ) 運行維持管理体制
- (キ) その他担当分野に係る事項
- エ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P及びJICAインド事務所に提出し、報告する。
- (5) 第2次国内作業期間(2012年9月中旬)
- ア JICA南アジア部及びJICA経済基盤開発部に対し、第2次現地派遣の成果を報告する。
- イ 第3次現地派遣に係る業務実施計画書(和文・英文)を修正し、JICA南アジア部及びJICA経済基盤開発部に提出し、説明する。
- ウ 関連する既存の資料・情報の収集・分析を行う。
- (6) 第3次現地派遣期間(2012年10月中旬～10月下旬)
- ア 現地業務開始時に、業務実施計画書をC/P及びJICAインド事務所に提出し、業務内容の確認を行う。
- イ 引き続き第1次現地派遣期間のイ～エを実施する。
- ウ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P及びJICAインド事務所に提出し、報告する。
- (7) 帰国後整理期間(2012年12月中旬)
- 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA南アジア部及びJICA経済基盤開発部へ提出し、報告する。
- [基本設計・入札書類作成支援(車両、電気、信号・通信及び機械関連工事)]
- (1) 国内準備期間(2012年4月上旬)
- ア 事業実施機関から提出されているプロジェクト・レポート(JICAから貸与予定)等、関連する既存の資料・情報を収集・分析し、担当分野における業務内容の把握を行う。
- イ 世界各国の都市鉄道(メトロ)建設事業において、近年、採用実績のある技術・仕様について調査を行い、担当分野におけるムンバイ・メトロ3号線建設事業に適用可能な本邦技術・仕様の情報収集及びC/Pへの提案方法の検討を行う。調査にあたっては、我が国の企業をはじめとする民間企業へのヒアリング等を実施する。
- ウ 担当分野における、MMRDA及びMMRCの技術的側面のキャパシティ・ビルディングのために有効と想定される技術分野・項目のリストアップを行い、技術支援の方針を検討する。
- エ 全体の業務実施計画書(和文・英文)を作成し、JICA南アジア部及びJICA経済基盤開発部に提出し、説明する。
- (2) 第1次現地派遣期間(2012年4月下旬～6月上旬)
- ア 現地業務開始時に、業務実施計画書をC/P及びJICAインド事務所に提出し、業務内容の確認を行う。
- イ C/Pにおいてムンバイ・メトロ3号線建設事業への採用を検討している技術・仕様の最新状況の確認・情報収集を実施し、担当分野における、我が国の企業のものを含め、近年、世界各国の都市鉄道(メトロ)において採用実績のある技術・仕様の適用可能性を検討のうえ、事業効果を最大化させるために最適な技術・仕様について

- て、C/Pへ提案、助言及び指導を行う。
- ウ イの状況を踏まえ、C/Pに対して、担当分野における国際競争入札の競争性・公平性向上のための仕様や資格審査条件についての提案、助言及び指導を行う。
- エ 事業実施機関の組織・体制について確認し、ムンバイ・メトロ3号線建設事業を進めるうえで必要となるキャパシティ・ビルディングに係る項目を確認し、担当分野における技術支援の方針の提案と必要な助言・指導を行う。その際、ムンバイ・メトロ1号線及び2号線建設事業における事業進捗と問題点も把握したうえで、同提案を実施する。
- オ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P及びJICAインド事務所に提出し、報告する。
- (3) 第1次国内作業期間(2012年6月中旬)
- ア JICA南アジア部及びJICA経済基盤開発部に対し、第1次現地派遣の成果を報告する。
- イ 第2次現地派遣に係る業務実施計画書(和文・英文)を修正し、JICA南アジア部及びJICA経済基盤開発部に提出し、説明する。
- ウ 関連する既存の資料・情報の収集・分析を行う。
- (4) 第2次現地派遣期間(2012年7月上旬～9月上旬)
- ア 現地業務開始時に、業務実施計画書をC/P及びJICAインド事務所に提出し、業務内容の確認を行う。
- イ 引き続き第1次現地派遣期間のイ～エを実施する。
- ウ 円借款要請案件に関する審査にあたり、C/Pの準備、情報収集作業等を支援する。特に担当分野における以下の項目について調査・確認等を行う。
- (ア) 事業スコープ詳細
 - (イ) 適用される技術・仕様や資機材の詳細並びにそれから得る利益や派生ビジネスに関する理解の醸成
 - (ウ) 事業実施スケジュール
 - (エ) 事業コスト及び借款供与額(JICAの円借款審査時に適用する各種基準を適用する)
 - (オ) 事業実施体制
 - (カ) 運行維持管理体制
 - (キ) その他担当分野に関係する事項
- エ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P及びJICAインド事務所に提出し、報告する。
- (5) 第2次国内作業期間(2012年9月中旬～下旬)
- ア JICA南アジア部及びJICA経済基盤開発部に対し、第2次現地派遣の成果を報告する。
- イ 第3次現地派遣に係る業務実施計画書(和文・英文)を修正し、JICA南アジア部及びJICA経済基盤開発部に提出し、説明する。
- ウ 関連する既存の資料・情報の収集・分析を行う。
- (6) 第3次現地派遣期間(2012年10月中旬～11月下旬)
- ア 現地業務開始時に、業務実施計画書をC/P及びJICAインド事務所に提出し、業務内容の確認を行う。
- イ 引き続き第1次現地派遣期間のイ～エを実施する。
- ウ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P及びJICAインド事務所に提出し、報告する。
- (7) 帰国後整理期間(2012年12月中旬)
- 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA南アジア部及びJICA経済基盤開発部へ提出し、報告する。

[環境社会配慮対応支援]

- (1) 国内準備期間(2012年3月下旬)
- ア 事業実施機関から提出されているプロジェクト・レポート(JICAから貸与予定)等、関連する既存の資料・情報を収集・分析し、担当分野における業務内容の把握を行う。
- イ C/Pが作成したESIA及びRRPのドラフトレポート(JICAから貸与予定)を分析し、JICAガイドラインで求められる要件との齟齬の有無、齟齬がある場合はその抽出とリストアップを行う。加えて、円借款要請案件の審査に先立って開催される環境社会配慮助言委員会のために必要となることが想定される情報で、追加情報収集・確認が必要となる事項についても、その抽出とリストアップを行う。
- ウ イについてJICA南アジア部及びJICA審査部とも協議のうえ対応策を検討し、C/Pへの提案、助言及び指導案を作成する。
- エ 全体の業務実施計画書(和文・英文)を作成し、JICA南アジア部及びJICA審査部に提出し、説明する。
- (2) 第1次現地派遣期間(2012年4月上旬～中旬)
- ア 現地業務開始時に、業務実施計画書をC/P及びJICAインド事務所に提出し、業務内容の確認を行う。
- イ 国内準備期間のイ及びウの結果に基づきC/Pへ提案、助言及び指導を行う。
- ウ インド国内法に基づいて必要となる環境社会配慮上の許認可(沿岸地域開発許可、樹木伐採許可、文化遺産近隣地域開発許可等)に関して、C/Pによる許認可取得に必要な情報収集及び申請等の手続き実施を支援する。
- エ 円借款要請案件に関する審査、審査に先立つ環境社会配慮助言委員会に必要な情報の収集や分析について、C/Pを支援する。
- オ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P及びJICAインド事務所に提出し、報告する。
- (3) 第1次国内作業期間(2012年5月上旬)
- ア JICA南アジア部及びJICA審査部に対し、第1次現地派遣の成果を報告する。
- イ 第2次現地派遣に係る業務実施計画書(和文・英文)を修正し、JICA南アジア部及びJICA審査部に提出し、説明する。
- ウ 関連する既存の資料・情報の収集・分析を行う。

- (4) 第2次現地派遣期間(2012年5月下旬～6月上旬)
 - ア 現地業務開始時に、業務実施計画書をC/P及びJICAインド事務所に提出し、業務内容の確認を行う。
 - イ 引き続き第1次現地派遣期間のイ～エを実施する。
 - ウ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P及びJICAインド事務所に提出し、報告する。
- (5) 帰国後整理期間(2012年6月中旬)
 - 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA南アジア部及びJICA審査部へ提出し、報告する。

9 成果品

- (1) 業務実施計画書(全体、各派遣時)
 - 和文4部(JICA南アジア部、JICAインド事務所、JICA経済基盤開発部、JICA審査部)
 - 英文7部(C/P、JICA南アジア部、JICAインド事務所、JICA経済基盤開発部、JICA審査部)
 - (2) 現地業務結果報告書(各派遣時)
 - 英文7部(C/P、JICA南アジア部、JICAインド事務所、JICA経済基盤開発部、JICA審査部)
 - (3) 専門家業務完了報告書
 - 和文4部(JICA南アジア部、JICAインド事務所、JICA経済基盤開発部、JICA審査部)
- なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出すること。
また、現地派遣中の業務従事月報を作成し、JICA南アジア部へ提出すること。

10 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点
 - 「基本設計・入札書類作成支援」については、特に地下鉄建設における経験を有することが望ましい。
- (2) プロポーザル提案事項
 - 業務工程表をプロポーザルにて提案すること。
- (3) 参考資料
 - 特になし。
- (4) 必要予防接種 無
- (5) その他
 - ア 本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けずに全業務期間一括して作成すること。
 - イ 本件は、業務従事予定者によるプレゼンテーションを実施する予定である。
 - (ア) 実施時期：2月21日(火)(予定)(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
 - (イ) 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室
 - (ウ) 実施方法：
 - a 一者当たり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分
 - b プレゼンテーションは、業務従事予定者が業務実施方針、提案事項の説明を行う。
 - (エ) 出席者：「総括/基本設計・入札書類作成支援(土木工事)」がプレゼンテーションを行い、「基本設計・入札書類作成支援(車両、電気、信号・通信及び機械関連工事)」は同席すること。それ以外の出席を認めない。
- (6) 本案件についてはA類型を予定している。

番号：3 国名：キルギス 担当：産業開発・公共政策部
案件名：キルギス日本人材開発センター プロジェクトフェーズ2 専門家派遣（マーケティング）

1 今回契約予定のコンサルタント

1) マーケティング 1名 大卒後13～17年程度

2 契約予定期間：全体 2012年2月下旬から2013年1月中旬まで

業務予定期間（日数）	準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	整理期間	M / M
マーケティング	5	39	2	35	4	2.83

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写6部

見積書：正1部写1部

提出期限：2月15日(12時まで)

提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：マーケティング	
(ア) 類似業務の経験	40
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
(ウ) 語学力	16
(エ) その他 学位、資格等	16

(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）

対象国/地域：キルギス/全途上国

類似業務：マーケティングに係る各種業務

6 条件

補強：認めない。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

キルギス国(以下「キ」国)は、1991年に独立後、いち早く政治の民主化及び市場経済化を軸として改革を推進した。1991年のIMF加盟、1998年の独立国家共同体(CIS)で初となるWTO加盟等、国際社会との密接な関わりを堅持してきた。しかし、天然資源、リーディング産業に恵まれない同国では、急速な自由化により国内産業は厳しい国際競争にさらされ、国民が未だ経済改革の成果を享受できていない。そのため、安定した開発軌道に乗り切れず、依然として高い貧困率を抱え、国際経済支援から脱却できないでいる。

他方、開発ポテンシャルのある地域や観光資源、農畜産物生産に適した気候、また教育水準の高い労働力等の利点も存在することから、これらの長所を最大限に活用し、牽引力のある基幹産業を確立しつつ、外資を誘致し、脆弱な産業基盤を強化することが急務となっている。そしてそれを支える人材の育成及び組織制度の整備、経済インフラの整備等必要不可欠である。

こうした背景の下、「キ」国における市場経済への移行を目指す改革の促進及び経済分野における人材の育成を目的として、1995年4月に「キ」国政府と国際機関である支援委員会の間で「キルギス日本センターの整備及び運営に関する支援委員会決定」が合意され、「キルギス日本センター」(KRJC)が1995年5月に正式に開所した。2003年4月からは、それを引き継ぐ形で、JICAはキルギス民族大学をカウンターパート(C/P)として「キルギス日本人材開発センタープロジェクト(2003年4月～2008年3月)」を開始し、市場経済化に資する人材の育成と「キ」国・我が国両国の相互理解の促進を目指して、ビジネスコースの提供、日本語教育事業の実施、両国の相互理解促進事業を活動の3本柱として活動を行った。同プロジェクトの終了後、人材育成については道半ばであったことから、引き続き「キルギス日本人材開発センタープロジェクトフェーズ2(2008年4月～2013年3月)」(以下、フェーズ2)を実施している。フェーズ2では、これまでの協力の成果を踏まえ、KRJCの自立運営に向けた人材育成ニーズへの対応力強化及び組織体制の強化を目指した活動を展開している。

なお、本プロジェクトにはKRJC共同所長、業務調整/組織運営体制向上、日本語コース運営指導及びビジネスコース運営管理専門家を現在派遣中である。

ビジネスコースでは、「実践的なビジネス知識・スキルを提供する機関」として「キ」国内で高い評価を得てお

り、実際にコース修了生の中から起業、事業改善・拡大する企業を多数輩出している他、講師として現地リソースを登用することも進んでいる。現在、自立発展性を更に高めるため、ビジネス人材育成ニーズへの対応力強化及び組織体制の強化にも注力した活動を行っているところである。KRJCのビジネスコースの実施方針及びコース体系は以下のとおり。

【KRJCビジネスコース実施方針及びコース体系】

<Aコース(実践経営コース)>

3ヶ月のミニMBAコース。受講生数は昼・夜ともに各25名～30名程度。コースカリキュラムは以下のとおり。

- (1) ビジネスプラン入門
- (2) レポート作成指導(第1回、第2回)
- (3) マーケティング
- (4) 生産品質管理
- (5) 組織・人的資源管理
- (6) 基礎会計
- (7) 管理会計
- (8) 財務分析
- (9) 労働法
- (10) 企業関連法規
- (11) 税制
- (12) コンピュータ実習

<Cコース(企業内研修/コンサルテーション)>

Aコース修了生の企業を対象としたコース。企業のニーズに合わせ、テーマを決めて企業内研修及びコンサルテーションを実施する(年2回程度、各回2～3社に対して5時間～12時間程度/1社)。更に、実施の際は現地講師を同行させ、現地講師の育成も併せて図る。

<セミナー>

ビジネスコース修了生向けのマーケティングセミナー(2～3日間程度)

今回派遣の専門家は、KRJCにおけるビジネス研修の一環として、マーケティングに関する講義等を行うものである。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握した上、既に派遣中のビジネスコース運営管理専門家との密な連携のもと、ビジネス研修の一環としてマーケティングの講義等の実施を担当する。

なお、講義等の実施に当たっては、KRJCのビジネス研修の実施方針及びコース体系に基づき、実施するものとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[マーケティング]

(1) 国内準備期間(2012年3月上旬～3月中旬)

ア JICA産業開発・公共政策部より提供されるKRJCのビジネスコースに関する情報を分析し、現状を把握する。

イ セミナーの講義概要(シラバス)(案)(英文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出・説明する。

ウ 業務実施計画書(和文・英文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出・説明する。

エ JICA産業開発・公共政策部が実施する事前打合せに出席し、講義内容等について説明する。

オ 既存の専門家報告書等を参考にしつつ、現地で使用するテキスト等の講義資料(英文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出する。

なお、KRJCの講義については、既にマーケティングの教材が存在するため、同教材を参考にしつつ作成すること。

(2) 第1次現地派遣期間(2012年4月上旬～5月中旬)

ア 現地業務開始時に、業務実施計画書(和文・英文)をKRJC及びJICAキルギス事務所に提出し、業務計画の確認を行う。

イ KRJC関係者及び通訳との間で事前打合せを行うとともに、現地の最新状況について情報収集を行い、必要に応じて講義資料の加筆修正を行う。

ウ Aコースの講義を実施する。講義は全9日間(1日当り:昼間90分×2コマ、夜間90分×2コマ)とし、昼間及び夜間ともに原則同一の講義とする。講義内容は以下のとおり。

なお、全9日間の内訳(想定)は理論3日間、演習・ケーススタディ5日間、テスト・評価1日間を目安とし理論面だけでなく、特に演習を通じた具体的な事例紹介・ケーススタディ、講師・受講生間のディスカッションが求められる。(受講生の半数以上は起業を目指し、且つ、サービス業に属する受講者が70%であり、製造業は約10～20%程度である。その点に留意した講義を行う。サービス業でのマーケティング経験、あるいはサービス業を対象としたマーケティング講師経験は必須である。これまでの受講者が所属するサービス業:貿易、銀行、医療、旅行代理店、携帯電話会社、レストラン、カフェ等)

(ア) マーケティングの基本(マーケティングの基礎用語・戦略・プロセス・具体的なマーケティングの手法)

a マーケティングの位置付け

マーケティングマネジメントの位置付け/考え方

b マーケティング戦略立案(分析手法を含む)

- (a) 既存/新規の製品(あるいはサービス)と市場の分析(成長性、新規・既存、シェア、企業が有する強み・弱み:SWOT等の観点からの分析手法)
- (b) 製品・サービスに対するマーケットリサーチの手法
- (c) 分析に基づくセグメンテーション、ターゲティング、ポジショニング
- (d) マーケティング・ミックス戦略の考え方(4P)(製品・サービス、価格、場所(店舗立地と流通経路)、販売促進・広報・コミュニケーション)
- (e) ブランド構築の手法
- (f) 顧客満足度の向上の手法
- c マーケティング実施計画の立て方
販売計画、収益計画(損益)、マーケティング人員配置・店舗計画等のマーケティングの実施に必要な計画立案
- (4) マーケティング戦略立案・実施の演習(事例紹介、ケーススタディ、ディスカッション)
上記(ア)の内容を含む具体的な事例(成功・失敗事例)の紹介、ケーススタディ、ディスカッションを行う。
- (ウ) テストの作成・実施・評価
- (I) 今後のマーケティング研修の評価(受講生に対するアンケート調査・分析)
- エ Cコース(企業内研修+コンサルテーション及び現地講師の育成)を担当する。具体的には以下のとおり。
 - (ア) 企業が抱える具体的な経営課題の確認及び課題に対する解決手法の取得及び受講者が課題解決のための具体的なアクションプランの作成と課題解決に着手するための理論的、実践的な研修(講義内容・スケジュール計画等)の計画及び研修の実施
 - (イ) 講師育成(2~3名)に関する研修計画の策定・実施
 - (ウ) Cコースとしてのマーケティング研修の評価(受講生に対するアンケート調査・分析、現地講師に対する評価)
- オ ビジネスコース修了生向けセミナー及び個別相談を実施する。具体的には以下のとおり。
 - (ア) ビジネスコース修了生向けのマーケティングセミナー(2~3日間程度)の実施
セミナー内容はビジネスコース運営管理専門家と相談の上、決定するものとするが、現時点で想定されるセミナー内容は以下のとおり。
 - a 国際マーケティングの手法
 - b フランチャイズの構築手法
 - c 具体的な商品・サービス販売の事例紹介(販売促進、顧客へのアプローチ等の手法)
 - (イ) ビジネスコース修了生向けの個別相談(マーケティング:1日間程度)の実施
- カ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、KRJC及びJICAキルギス事務所に提出・報告を行う。
なお、現地業務結果報告書には、今後のビジネスコースにおけるマーケティング研修のあり方についての提言を含めること。
- (3) 国内作業期間(2012年5月下旬~6月上旬)
 - ア 第1次現地派遣期間の活動結果をJICA産業開発・公共政策部に報告する。
 - イ 第1次現地派遣結果を踏まえ、第2次派遣期間の業務実施計画書(和文・英文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出・説明を行う。
- (4) 第2次現地派遣期間(2012年11月中旬~12月中旬)
 - ア 第2次現地派遣期間の活動計画について、KRJC及びJICAキルギス事務所との協議を行う。
 - イ 第1次派遣期間のイ~カの業務について第2次派遣においても実施する。
なお、オのビジネスコース修了生向けセミナーの実実施回数については、第2次派遣期間中に実施されるAコース及びCコースの開催日数により増減する可能性がある。
- (5) 帰国後整理期間(2012年12月下旬)
専門家業務完了報告書(和文)を作成し、帰国報告会に出席の上、JICA産業開発・公共政策部に提出・報告する。

9 成果品

- (1) 業務実施計画書(全体、第2次)
 - 和文3部(KRJC、JICA産業開発・公共政策部、JICAキルギス事務所)
 - 英文3部(KRJC、JICA産業開発・公共政策部、JICAキルギス事務所)
- (2) 現地業務結果報告書(第1次、第2次)及びテキスト等の講義資料一式
 - 英文3部(KRJC、JICA産業開発・公共政策部、JICAキルギス事務所)
- (3) 専門家業務完了報告書及びテキスト等の講義資料一式
 - 和文3部(KRJC、JICA産業開発・公共政策部、JICAキルギス事務所)
 なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも合わせて提出すること。

10 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点
現地にて、通訳(日露又は英露)を備上予定。
- (2) プロポーザル提案事項

特になし。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA産業開発・公共政策部日本センター課(TEL:03-5226-6992)にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成すること。

(6) 本案件についてはA類型を予定している。

番号： 4 国名：キルギス 担当：産業開発・公共政策部
案件名：キルギス日本人材開発センタープロジェクトフェーズ2 専門家派遣（生産・品質管理）

1 今回契約予定のコンサルタント

1) 生産・品質管理 1名 大卒後13～17年程度

2 契約予定期間： 全体 2012年2月下旬から2013年1月下旬まで

業務予定期間（日数）	準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	整理期間	M / M
生産・品質管理	5	20	2	26	4	1.90

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写6部

見積書：正1部写1部

提出期限：2月15日(12時まで)

提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：生産・品質管理	
(ア) 類似業務の経験	40
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
(ウ) 語学力	16
(エ) その他 学位、資格等	16

(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）

対象国/地域：キルギス/全途上国

類似業務：生産・品質管理に係る各種業務

6 条件

補強：認めない。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

キルギス国(以下「キ」国)は、1991年に独立後、いち早く政治の民主化及び市場経済化を軸として改革を推進した。1991年のIMF加盟、1998年の独立国家共同体(CIS)で初となるWTO加盟等、国際社会との密接な関わりを堅持してきた。しかし、天然資源、リーディング産業に恵まれない同国では、急速な自由化により国内産業は厳しい国際競争にさらされ、国民が未だ経済改革の成果を享受できていない。そのため、安定した開発軌道に乗り切れず、依然として高い貧困率を抱え、国際経済支援から脱却できないでいる。

他方、開発ポテンシャルのある地域や観光資源、農畜産物生産に適した気候、また教育水準の高い労働力等の利点も存在することから、これらの長所を最大限に活用し、牽引力のある基幹産業を確立しつつ、外資を誘致し、脆弱な産業基盤を強化することが急務となっている。そしてそれを支える人材の育成及び組織制度の整備、経済インフラの整備等必要不可欠である。

こうした背景の下、「キ」国における市場経済への移行を目指す改革の促進及び経済分野における人材の育成を目的として、1995年4月に「キ」国政府と国際機関である支援委員会の間で「キルギス日本センターの整備及び運営に関する支援委員会決定」が合意され、「キルギス日本センター」(KRJC)が1995年5月に正式に開所した。2003年4月からは、それを引き継ぐ形で、JICAはキルギス民族大学をカウンターパート(C/P)として「キルギス日本人材開発センタープロジェクト(2003年4月～2008年3月)」を開始し、市場経済化に資する人材の育成と「キ」国・我が国両国の相互理解の促進を目指して、ビジネスコースの提供、日本語教育事業の実施、両国の相互理解促進事業を活動の3本柱として活動を行った。同プロジェクトの終了後、人材育成については道半ばであったことから、引き続き「キルギス日本人材開発センタープロジェクトフェーズ2(2008年4月～2013年3月)」(以下、フェーズ2)を実施している。フェーズ2では、これまでの協力の成果を踏まえ、KRJCの自立運営に向けた人材育成ニーズへの対応力強化及び組織体制の強化を目指した活動を展開している。

なお、本プロジェクトにはKRJC共同所長、業務調整/組織運営体制向上、日本語コース運営指導及びビジネスコース運営管理専門家を現在派遣中である。

ビジネスコースでは、「実践的なビジネス知識・スキルを提供する機関」として「キ」国内で高い評価を得てお

り、実際にコース修了生の中から起業、事業改善・拡大する企業を多数輩出している他、講師として現地リソースを登用することも進んでいる。現在、自立発展性を更に高めるため、ビジネス人材育成ニーズへの対応力強化及び組織体制の強化にも注力した活動を行っているところである。KRJCのビジネスコースの実施方針及びコース体系は以下のとおり。

【KRJCビジネスコース実施方針及びコース体系】

<Aコース(実践経営コース)>

3ヶ月のミニMBAコース。受講生数は昼・夜ともに各25名～30名程度。コースカリキュラムは以下のとおり。

- (1) ビジネスプラン入門
- (2) レポート作成指導(第1回、第2回)
- (3) マーケティング
- (4) 生産品質管理
- (5) 組織・人的資源管理
- (6) 基礎会計
- (7) 管理会計
- (8) 財務分析
- (9) 労働法
- (10) 企業関連法規
- (11) 税制
- (12) コンピュータ実習

<Cコース(企業内研修/コンサルテーション)>

Aコース修了生の企業を対象としたコース。企業のニーズに合わせ、テーマを決めて企業内研修及びコンサルテーションを実施する(年2回程度、各回2～3社に対して5時間～12時間程度/1社)。更に、実施の際は現地講師を同行させ、現地講師の育成も併せて図る。

<セミナー>

ビジネスコース修了生向けのマーケティングセミナー(2～3日間程度)

今回派遣の専門家は、KRJCにおけるビジネス研修の一環として、生産・品質管理に関する講義等を行うものである。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握した上、既に派遣中のビジネスコース運営管理専門家との密の連携のもと、ビジネス研修の一環として生産・品質管理の講義等の実施を担当する。

なお、講義等の実施に当たっては、KRJCのビジネス研修の実施方針及びコース体系に基づき、実施するものとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[生産・品質管理]

(1) 国内準備期間(2012年3月上旬～3月中旬)

ア JICA産業開発・公共政策部より提供されるKRJCのビジネスコースに関する情報を分析し、現状を把握する。

イ セミナーの講義概要(シラバス)(案)(英文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出・説明する。

ウ 業務実施計画書(和文・英文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出・説明する。

エ JICA産業開発・公共政策部が実施する事前打合せに出席し、講義内容等について説明する。

オ 既存の専門家報告書等を参考にしつつ、現地で使用するテキスト等の講義資料(英文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出する。

なお、KRJCの講義については、既に生産・品質管理の教材が存在するため、同教材を参考にしつつ作成すること。

(2) 第1次現地派遣期間(2012年5月初旬～6月初旬)

ア 現地業務開始時に、業務実施計画書(和文・英文)をKRJC及びJICAキルギス事務所に提出し、業務計画の確認を行う。

イ KRJC関係者及び通訳との間で事前打合せを行うとともに、現地の最新状況について情報収集を行い、必要に応じて講義資料の加筆修正を行う。

ウ Aコースの講義を実施する。講義は全6日間(1日当り:昼間90分×2コマ、夜間90分×2コマ)とし、昼間及び夜間ともに原則同一の講義とする。

なお、全6日間の内訳(想定)は以下のとおり。

GIZが有する現地講師が製造業を念頭に置いた生産・品質管理の講義を2～2.5日間担当し、本コンサルタントが、サービス業を念頭に置いた生産・品質管理の講義を3.5～4日間程度担当する。(各講師は理論、ケーススタディ、及びテスト・評価を行う。)なお、本コンサルタントには、理論面だけでなく、特に演習を通じた具体的な事例紹介・ケーススタディ、講師・受講生間のディスカッションが求められる。受講生の半数以上は起業を目指し、且つ、サービス業に属する受講者が70%以上であり、製造業は約10～20%程度である。講義内容としては、サービス業の企業が有するべき生産・品質管理の在り方の講義を実施する。それ故、サービス業に従事し、サービス業の生産・品質管理の経験あるいはサービス業に対する生産・品質管理の講師経験が求められる。これまでの受講者が所属するサービス業:貿易、銀行、医療、旅行代理店、携帯電話会社、レストラン、カフェ等)

具体的講義内容は以下のとおり。

- (ア) 生産・品質管理の基本
 - a 生産・品質管理の概念/考え方(サービス業を念頭に行う)
 - b 生産・品質管理手法(サービス業を念頭に行う)
- (イ) 生産・品質管理の演習(事例紹介:サービス業を中心とするケーススタディ、ディスカッション)
具体的な事例(成功・失敗事例)の紹介、ケーススタディ、ディスカッション
- (ウ) テストの作成・実施・評価
- (エ) 研修の評価(受講生に対するアンケート調査・分析)
- エ Cコース(企業内研修+コンサルテーション及び現地講師の育成)を担当する。具体的には以下のとおり。
 - (ア) 各企業が抱える具体的な経営課題の確認及び課題に対する解決手法の取得及び受講者が課題解決のための具体的なアクションプランの作成と課題解決に着手するための理論的、実践的な研修(講義内容・スケジュール計画等)の計画及び研修の実施(1社のみ行う)
 - (イ) 講師育成(2~3名)に関する研修計画の策定・実施
 - (ウ) Cコースとしての生産品質管理研修の評価(受講生に対するアンケート調査・分析、現地講師に対する評価)
- オ ビジネスコース修了生向けセミナー・個別相談を実施する。具体的には以下のとおり。
 - (ア) ビジネスコース修了生向けにサービスセクターを意識した生産品質管理セミナー(3日間程度)の実施
(なお、基本的にAコースの担当講義内容と同じものを想定しているが、詳細はビジネスコース運営管理専門家と協議の上、決定する。)
 - (イ) ビジネスコース修了生向けの個別相談(生産・品質管理:1日間程度)
- カ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、KRJC及びJICAキルギス事務所に提出・報告を行う。
なお、現地業務結果報告書には、今後のビジネスコースにおける生産・品質管理研修のあり方についての提言を含めること。
- (3) 国内作業期間(2012年6月中旬~6月下旬)
 - ア 第1次現地派遣期間の活動結果をJICA産業開発・公共政策部に報告する。
 - イ 第1次現地派遣結果を踏まえ、第2次派遣期間の業務実施計画書(和文・英文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出・説明を行う。
- (4) 第2次現地派遣期間(2012年12月上旬~12月下旬)
 - ア 第2次現地派遣期間の活動計画について、KRJC及びJICAキルギス事務所との協議を行う。
 - イ 第1次派遣期間のイ~カの業務について第2次派遣においても実施する。
なお、オのビジネスコース修了生向けセミナーの実施回数については、第2次派遣期間中に実施されるAコース及びCコースの開催日数により増減する可能性がある。
- (5) 帰国後整理期間(2013年1月上旬)
専門家業務完了報告書(和文)を作成し、帰国報告会に出席の上、JICA産業開発・公共政策部に提出・報告する。

9 成果品

- (1) 業務実施計画書(全体、第2次)
 - 和文3部(KRJC、JICA産業開発・公共政策部、JICAキルギス事務所)
 - 英文3部(KRJC、JICA産業開発・公共政策部、JICAキルギス事務所)
 - (2) 現地業務結果報告書(第1次、第2次)及びテキスト等の講義資料一式
 - 英文3部(KRJC、JICA産業開発・公共政策部、JICAキルギス事務所)
 - (3) 専門家業務完了報告書及びテキスト等の講義資料一式
 - 和文3部(KRJC、JICA産業開発・公共政策部、JICAキルギス事務所)
- なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも合わせて提出すること。

10 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点
 - ア サービス業における生産・品質管理の業務経験があることが望ましい。
 - イ 現地にて、通訳(日露または英露)を備上予定。
- (2) プロポーザル提案事項
特になし。
- (3) 参考資料
本件に係る資料は、JICA産業開発・公共政策部日本センター課(TEL:03-5226-6992)にて閲覧できます。
- (4) 必要予防接種 無
- (5) その他
本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けて全業務期間分一括して作成すること。
- (6) 本案件についてはA類型を予定している。

番号：5 国名：キルギス 担当：産業開発・公共政策部
案件名：キルギス日本人材開発センタープロジェクトフェーズ2 専門家派遣（人材育成管理）

1 今回契約予定のコンサルタント

1) 人材育成管理 1名 大卒後13～17年程度

2 契約予定期間： 全体 2012年2月下旬から2013年3月上旬まで

業務予定期間（日数）	準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	整理期間	M/M
人材育成管理	5	25	2	27	4	2.10

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写6部

見積書：正1部写1部

提出期限：2月15日(12時まで)

提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：人材育成管理	
(ア) 類似業務の経験	40
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
(ウ) 語学力	16
(エ) その他 学位、資格等	16

(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）

対象国/地域：キルギス/全途上国

類似業務：ビジネス人材育成に係る各種業務

6 条件

補強：認めない。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

キルギス国(以下「キ」国)は、1991年に独立後、いち早く政治の民主化及び市場経済化を軸として改革を推進した。1991年のIMF加盟、1998年の独立国家共同体(CIS)で初となるWTO加盟等、国際社会との密接な関わりを堅持してきた。しかし、天然資源、リーディング産業に恵まれない同国では、急速な自由化により国内産業は厳しい国際競争にさらされ、国民が未だ経済改革の成果を享受できていない。そのため、安定した開発軌道に乗り切れず、依然として高い貧困率を抱え、国際経済支援から脱却できないでいる。

他方、開発ポテンシャルのある地域や観光資源、農畜産物生産に適した気候、また教育水準の高い労働力等の利点も存在することから、これらの長所を最大限に活用し、牽引力のある基幹産業を確立しつつ、外資を誘致し、脆弱な産業基盤を強化することが急務となっている。そしてそれを支える人材の育成及び組織制度の整備、経済インフラの整備等が必要不可欠である。

こうした背景の下、「キ」国における市場経済への移行を目指す改革の促進及び経済分野における人材の育成を目的として、1995年4月に「キ」国政府と国際機関である支援委員会の間で「キルギス日本センターの整備及び運営に関する支援委員会決定」が合意され、「キルギス日本センター」(KRJC)が1995年5月に正式に開所した。2003年4月からは、それを引き継ぐ形で、JICAはキルギス民族大学をカウンターパート(C/P)として「キルギス日本人材開発センタープロジェクト(2003年4月～2008年3月)」を開始し、市場経済化に資する人材の育成と「キ」国・我が国両国の相互理解の促進を目指して、ビジネスコースの提供、日本語教育事業の実施、両国の相互理解促進事業を活動の3本柱として活動を行った。同プロジェクトの終了後、人材育成については道半ばであったことから、引き続き「キルギス日本人材開発センタープロジェクトフェーズ2(2008年4月～2013年3月)」(以下、フェーズ2)を実施している。フェーズ2では、これまでの協力の成果を踏まえ、KRJCの自立運営に向けた人材育成ニーズへの対応力強化及び組織体制の強化を目指した活動を展開している。

なお、本プロジェクトにはKRJC共同所長、業務調整/組織運営体制向上、日本語コース運営指導及びビジネスコース運営管理専門家を現在派遣中である。

ビジネスコースでは、「実践的なビジネス知識・スキルを提供する機関」として「キ」国内で高い評価を得てお

り、実際にコース修了生の中から起業、事業改善・拡大する企業を多数輩出している他、講師として現地リソースを登用することも進んでいる。現在、自立発展性を更に高めるため、ビジネス人材育成ニーズへの対応力強化及び組織体制の強化にも注力した活動を行っているところである。KRJCのビジネスコースの実施方針及びコース体系は以下のとおり。

【KRJCビジネスコース実施方針及びコース体系】

<Aコース(実践経営コース)>

3ヶ月のミニMBAコース。受講生数は昼・夜ともに各25名～30名程度。コースカリキュラムは以下のとおり。

- (1) ビジネスプラン入門
- (2) レポート作成指導(第1回、第2回)
- (3) マーケティング
- (4) 生産品質管理
- (5) 組織・人的資源管理
- (6) 基礎会計
- (7) 管理会計
- (8) 財務分析
- (9) 労働法
- (10) 企業関連法規
- (11) 税制
- (12) コンピュータ実習

<Cコース(企業内研修/コンサルテーション)>

Aコース修了生の企業を対象としたコース。企業のニーズに合わせ、テーマを決めて企業内研修及びコンサルテーションを実施する(年2回程度、各回2～3社に対して5時間～12時間程度/1社)。更に、実施の際は現地講師を同行させ、現地講師の育成も併せて図る。

<セミナー>

ビジネスコース修了生向けのマーケティングセミナー(2～3日間程度)

今回派遣の専門家は、KRJCにおけるビジネス研修の一環として、人材育成管理に関する講義等を行うものである。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握した上、既に派遣中のビジネスコース運営管理専門家との密な連携のもと、ビジネス研修の一環として人材育成管理の講義等の実施を担当する。

なお、講義等の実施に当たっては、KRJCのビジネス研修の実施方針及びコース体系に基づき、実施するものとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[人材育成管理]

(1) 国内準備期間(2012年3月上旬～3月中旬)

ア JICA産業開発・公共政策部より提供されるKRJCのビジネスコースに関する情報を分析し、現状を把握する。

イ セミナーの講義概要(シラバス)(案)(英文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出・説明する。

ウ 業務実施計画書(和文・英文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出・説明する。

エ JICA産業開発・公共政策部が実施する事前打合せに出席し、講義内容等について説明する。

オ 既存の専門家報告書等を参考にしつつ、現地で使用するテキスト等の講義資料(英文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出する。

なお、KRJCの講義については、既に人材育成管理の教材が存在するため、同教材を参考にしつつ作成すること。

(2) 第1次現地派遣期間(2012年5月初旬～6月初旬)

ア 現地業務開始時に、業務実施計画書(和文・英文)をKRJC及びJICAキルギス事務所に提出し、業務計画の確認を行う。

イ KRJC関係者及び通訳との間で事前打合せを行うとともに、現地の最新状況について情報収集を行い、必要に応じて講義資料の加筆修正を行う。

ウ Aコースの講義を実施する。講義は全5日間(1日当り:昼間90分×2コマ、夜間90分×2コマ)とし、昼間及び夜間ともに原則同一の講義とする。

なお、全5日間の内訳(想定)は理論1.5日間、演習2.5日間、テスト・評価1日間を目安とする。また、本コンサルタントには、理論面だけでなく、特に演習を通じた具体的な事例紹介・ケーススタディ、講師・受講生間のディスカッションが求められる。(受講生の半数以上は起業を目指し、且つ、サービス業に属する受講者が70%以上であり、製造業は約10～20%程度である。その点に留意した講義を行う。サービス業での人材育成管理経験、あるいはサービス業を対象とした人材育成管理講師経験は必須である。これまでの受講者が所属するサービス業:貿易、銀行、医療、旅行代理店、携帯電話会社、レストラン、カフェ等)

具体的講義内容は以下のとおり。

(ア) 人材育成管理の基本(人材育成管理の基礎的手法:組織計画、リーダーシップ、昇進、体系、人材育成、賃金体系等)

(イ) 人材育成管理の各論(従業員と雇用者、従業員間のコンフリクトの解決の仕方、インセンティブの与え方等)

- (ウ) 人材育成管理の演習(事例紹介:サービス業、製造業、ケーススタディ、ディスカッション)
- (エ) テストの作成・実施・評価
- (オ) 人材育成管理研修の評価(受講生に対するアンケート調査・分析)
- エ Cコース(企業内研修+コンサルテーション及び現地講師の育成)を担当する。具体的には以下のとおり。
 - (ア) 企業が抱える具体的な経営課題の確認及び課題に対する解決手法の取得及び受講者が課題解決のための具体的なアクションプランの作成と課題解決に着手するための理論的、実践的な研修(講義内容・スケジュール計画等)の計画及び研修の実施(2社程度)
 - (イ) 講師育成(2~3名)に関する研修計画の策定・実施
 - (ウ) Cコースとしての人材育成管理研修の評価(受講生に対するアンケート調査・分析、現地講師に対する評価)
- オ ビジネスコース修了生向けセミナー・個別相談を実施する。具体的には以下のとおり。
 - (ア) ビジネスコース修了生セミナー向けの人材育成管理セミナー(1~2日間程度)の実施
(なお、セミナー内容はビジネスコース運営管理専門家と相談の上決定する。)
例:従業員の動機付け、目標管理の手法、人材評価の在り方等
 - (イ) ビジネスコース修了生向けの個別相談(人材育成管理:1日間程度)の実施
- カ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、KRJC及びJICAキルギス事務所に提出・報告を行う。
なお、現地業務結果報告書には、今後のビジネスコースにおける人材育成管理研修のあり方についての提言を含めること。
- (3) 国内作業期間(2012年6月中旬~6月下旬)
 - ア 第1次現地派遣期間の活動結果をJICA産業開発・公共政策部に報告する。
 - イ 第1次現地派遣結果を踏まえ、第2次派遣期間の業務実施計画書(和文・英文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出・説明を行う。
- (4) 第2次現地派遣期間(2013年1月上旬~2月上旬)
 - ア 第2次現地派遣期間の活動計画について、KRJC及びJICAキルギス事務所との協議を行う。
 - イ 第1次派遣期間のイ~カの業務について第2次派遣においても実施する。
なお、オのビジネスコース修了生向けセミナーの実施回数については、第2次派遣期間中に実施されるAコース及びCコースの開催日数により増減する可能性がある。
- (5) 帰国後整理期間(2013年2月中旬)
 - 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、帰国報告会に出席の上、JICA産業開発・公共政策部に提出・報告する。

9 成果品

- (1) 業務実施計画書(全体、第2次)
 - 和文3部(KRJC、JICA産業開発・公共政策部、JICAキルギス事務所)
 - 英文3部(KRJC、JICA産業開発・公共政策部、JICAキルギス事務所)
 - (2) 現地業務結果報告書(第1次、第2次)及びテキスト等の講義資料一式
 - 英文3部(KRJC、JICA産業開発・公共政策部、JICAキルギス事務所)
 - (3) 専門家業務完了報告書及びテキスト等の講義資料一式
 - 和文3部(KRJC、JICA産業開発・公共政策部、JICAキルギス事務所)
- なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも合わせて提出すること。

10 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点
 - 現地にて、通訳(日 露又は英 露)を備上予定。
- (2) プロポーザル提案事項
 - 特になし。
- (3) 参考資料
 - 本件に係る資料は、JICA産業開発・公共政策部日本センター課(TEL:03-5226-6992)にて閲覧できます。
- (4) 必要予防接種 無
- (5) その他
 - 本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成すること。
- (6) 本案件についてはA類型を予定している。

番号：6 国名：グルジア 担当：東・中央アジア部
 案件名：東西ハイウェイ整備事業における道の駅導入を含む沿線開発計画策定支援（有償資金協力専門家）（総括）（行政制度・参加型コミュニティー開発）（農業・農産品加工）（商品企画・マーケティング）

1 今回契約予定のコンサルタント

- 1) 総括 1名 大卒後13～22年程度
- 2) 行政制度・参加型コミュニティー開発 1名 大卒後 8～17年程度
- 3) 農業・農産品加工 1名 大卒後 8～17年程度
- 4) 商品企画・マーケティング 1名 大卒後 8～17年程度

2 契約予定期間： 全体 2012年3月上旬から2012年6月下旬まで

業務予定期間（日数）	準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	整理期間	M/M
総括	5	30	5	45	5	3.00
行政制度・参加型コミュニティー開発	5	30	5	45	5	3.00
農業・農産品加工	5	30	5	45	5	3.00
商品企画・マーケティング	5	30	5	45	5	3.00

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写6部
 見積書：正1部写1部
 提出期限：2月15日(12時まで)
 提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
 - ア 業務方針の的確性 6
 - イ 業務方法の整合性、現実性等 12
 - ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 2
- (2) 業務従事者の経験能力等
 - ア 担当事項：総括
 - (ア) 類似業務の経験 16
 - (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 3
 - (ウ) 語学力 7
 - (エ) その他 学位、資格等 6
 - イ 担当事項：行政制度・参加型コミュニティー開発
 - (ア) 類似業務の経験 8
 - (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 2
 - (ウ) 語学力 3
 - (エ) その他 学位、資格等 3
 - ウ 担当事項：農業・農産品加工
 - (ア) 類似業務の経験 8
 - (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 2
 - (ウ) 語学力 3
 - (エ) その他 学位、資格等 3
 - エ 担当事項：商品企画・マーケティング
 - (ア) 類似業務の経験 8
 - (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 2
 - (ウ) 語学力 3
 - (エ) その他 学位、資格等 3

(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)
 対象国/地域：グルジア/全途上国
 類似業務：地域開発に係る各種業務

6 条件

「総括」と「行政制度・参加型コミュニティー開発」と「農業・農産品加工」と「商品企画・マーケティング」を一括募集し、法人コンサルタントを対象とする。
 補強：「行政制度・参加型コミュニティー開発」、「農業・農産品加工」、「商品企画・マーケティング」のうち2分野までについては認め、個人コンサルタントも可とする。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

グルジア国(以下「グ」国)は、1991年に旧ソ連から独立し、ユーラシア大陸の東西を結ぶルート上に位置し、地政学的にも重要な位置を占めている。「グ」国において陸上輸送は運輸システムの中核をなし、着実な拡大を見せている一方、旧ソ連崩壊後、自己資金による道路財源の確保が困難な中、道路のメンテナンスが十分行き届かない状況が続いている。特に国の東西を結ぶ幹線道路(東西ハイウェイ)は、黒海とカスピ海を結び、ひいては欧州とアジアを結ぶ国際交通網の一部として重要性を持つルートであるが、整備状況が劣悪な区間もあり地域全体の人と物資の流通に支障をきたしている。このような背景より、「グ」国政府は同ルートの改修・整備を最優先課題のひとつと位置づけ、円借款「東西ハイウェイ整備事業」(2009年L/A調印)や世界銀行等国际機関からの資金協力を通じ、同国の陸上交通の強化、流通の増大による同国の経済発展並びに近隣諸国の貿易拡大を通じた地域内協力の推進を図っている。

「グ」国では、地方部の貧困問題が深刻であり、上記円借款事業の対象エリアも都市住民に比較して貧しい農民が大多数を占めている。「グ」国政府は地域格差・所得格差の是正を政策上の課題としており、施策の一環として、円借款事業を含む道路整備事業が、事業対象地の住民に対し、より直接的な裨益をもたらすための沿線開発計画の策定を検討している。計画の作成にあたり、「グ」国政府は、我が国独自のコンセプトである「道の駅」が有する地域経済活性化等の機能に着目しており、沿線開発計画を「道の駅」の導入可能性を踏まえた内容とすることを決定した。「グ」国では、これまでに東西ハイウェイ沿いの地域経済活性化や、住民の所得向上を目的とする具体的な開発計画を策定した経験は無く、「道の駅」のコンセプトについても十分な理解を有しているとは言えない状況であるところ、2011年12月にJICAに対し専門家派遣を要請した。

これを受け、JICAは、地域開発インフラ省道路局をカウンターパート(C/P)とし、円借款対象地域であるイメレティ州を中心に経済・社会・行政の状況の確認、農牧林業を中心とする産業の現状・課題の確認、道の駅の展開可能性と課題の整理、提言内容の沿線開発計画案への反映を目的として、道の駅事業に精通した専門家の派遣を行う。

なお、「グ」国政府は、2010年より東西ハイウェイやハイウェイへのアクセス道路でのサービスエリアや休憩所を順次計画・建設中であり、「道の駅」適用可能性の検討では、こうしたサービス提供機能との連携・相互補完の可能性についての検討も含むものとする。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントはC/Pとともに、以下の業務を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[総括]

(1) 国内準備期間(2012年3月上旬)

- ア 我が国内で入手可能な情報を収集・整理し、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。
- イ 国内外の道の駅導入に関する事例を収集・整理・分析する。
- ウ 全体業務実施計画書(和文・英文)を作成し、JICA東・中央アジア部へ提出し、承認を得る。

(2) 第1次派遣期間(2012年3月上旬～4月上旬)

- ア C/P機関に業務実施計画書(英文)を提出し、業務計画の確認を行う。
- イ 「グ」国及びイメレティ州を対象に、資料収集及び分析、面談、現地聞き取りを通じ以下の調査業務を実施する。
 - (ア) 地理情報、人口、経済情勢、産業構成、社会サービス、流通インフラ等の現状把握
 - (イ) 「グ」国の地域開発政策、関係省庁、関連予算の配分と実施状況確認
 - (ウ) イメレティ州の地方行政組織、地方公共団体(共同体組織等)、地域開発政策の現状確認(地方振興計画・構想の確認を含む)
 - (エ) 東西ハイウェイを含む交通施設に関する計画・管理・運営・組織面に関する法令、制度、財源、責任範囲確認
 - (オ) 現状の交通量及び「東西ハイウェイ」整備後の交通需要予測確認
 - (カ) 東西ハイウェイ沿線上の休憩所機能の現状、将来計画確認
- ウ 現地業務結果をまとめた第1次現地業務結果報告書(英文)を作成しC/P機関に提出・報告する。

(3) 国内作業期間(2012年4月上旬)

- ア 第1次現地業務結果報告書(英文)をJICA東・中央アジア部に提出し、報告を行う。
- イ 第1次派遣を踏まえ、国内で第2次現地調査に必要な情報を収集・整理する。
- ウ 第1次派遣を踏まえ、全体業務実施計画書(和文・英文)を修正し、JICA東・中央アジア部へ提出し、承認を得る。

(4) 第2次派遣期間(2012年4月中旬～5月下旬)

- ア C/P機関に修正版の全体業務実施計画書(英文)を提出し、業務計画の確認を行う。
- イ 第1次派遣を踏まえ、以下について検討・提言を行い報告書に取りまとめる。
 - (ア) 地域社会の特性や法的制約等に照らした「道の駅」コンセプトの適合性の検討
 - (イ) 「道の駅」導入にあたっての課題確認(法的側面、施設建設・運営責任主体、費用等)
 - (ウ) 展開しうる「道の駅」のタイプ(立ち寄り・補給型、集客誘致型、地域マーケット型、複合型等)や設置可能箇所等の検討
 - (エ) 「道の駅」コンセプトの展開に向けた我が国の支援(JICAスキームの活用を含む)の在り方の提言(必要に応じ、追加調査のTOR作成を行う)

- (オ) 東西ハイウェイ沿線開発計画案骨子をC/P機関とともに作成
 - (カ) ワークショップの開催(調査結果の「グ」国側関係者との共有。1回40人程度)
 - ウ 現地業務結果をまとめた第2次現地業務結果報告書(英文)を作成しC/P機関に提出・報告する。
- (5) 帰国後整理期間(2012年6月上旬)
- 他の3専門家の報告内容を含めた専門家業務完了報告書(和文)を取りまとめ、JICA東・中央アジア部へ報告書の提出及び報告を行う。

[行政制度・参加型コミュニティー開発]

- (1) 国内準備期間(2012年3月上旬)
- ア [総括]とともに国内で入手可能な情報を収集・整理し、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。
 - イ [総括]とともに国内外の道の駅導入に関する事例を収集・整理・分析する。
 - ウ [総括]とともに全体業務実施計画書(和文・英文)を作成し、JICA東・中央アジア部へ提出し、承認を得る。
- (2) 第1次派遣期間(2012年3月上旬～4月上旬)
- ア [総括]とともに「グ」国及びイメレティ州を対象に、資料収集及び分析、面談、現地聞き取りを通じ以下の調査業務を実施する。
 - (ア) イメレティ州の地方行政組織、地方公共団体、地域開発政策の現状確認(地方振興計画・構想の確認を含む)
 - (イ) イメレティ州「東西ハイウェイ」路線上及び近郊エリアにおける地域社会構成(共同体、共同組合等)の確認
 - (ウ) 上記ア(イ)で確認された構成単位における所得向上に向けた取り組み、意思決定プロセス等の確認
 - イ [総括]とともに現地業務結果をまとめた第1次現地業務結果報告書(英文)を作成しC/P機関に提出・報告する。
- (3) 国内作業期間(2012年4月上旬)
- ア 第1次現地業務結果報告書(英文)をJICA東・中央アジア部に提出し、報告を行う。
 - イ 第1次派遣を踏まえ、国内で第2次現地調査に必要な情報を収集・整理する。
 - ウ 第1次派遣を踏まえ、全体業務実施計画書(和文・英文)の担当部分を修正し、JICA東・中央アジア部へ提出し、承認を得る。
- (4) 第2次派遣期間(2012年4月中旬～5月下旬)
- ア [総括]とともに第1次派遣を踏まえ、以下について検討・提言を行い報告書に取りまとめる。
 - (ア) 地域社会の特性や法的制約等に照らした「道の駅」コンセプトの適合性の検討
 - (イ) 「道の駅」導入にあたっての課題確認(法的側面、施設建設・運営責任主体、費用等)
 - (ウ) 展開しうる「道の駅」のタイプ(立ち寄り・補給型、集客誘致型、地域マーケット型、複合型等)や設置可能箇所等の検討
 - (エ) 「道の駅」コンセプトの展開に向けた我が国の支援(JICAスキームの活用を含む)の在り方の提言(必要に応じ、追加調査のTOR作成を行う)
 - (オ) 東西ハイウェイ沿線開発計画案骨子をC/P機関とともに作成
 - (カ) ワークショップの開催(調査結果の「グ」国側関係者との共有)
 - イ [総括]とともに現地業務結果をまとめた第2次現地業務結果報告書(英文)を作成しC/P機関に提出・報告する。
- (5) 帰国後整理期間(2012年6月上旬)
- 専門家業務完了報告書(和文)の担当部分を作成し、JICA東・中央アジア部へ報告書の提出及び報告を行う。

[農業・農産品加工]

- (1) 国内準備期間(2012年3月上旬)
- ア [総括]とともに国内で入手可能な情報を収集・整理し、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。
 - イ [総括]とともに国内外の道の駅導入に関する事例を収集・整理・分析する。
 - ウ [総括]とともに全体業務実施計画書(和文・英文)を作成し、JICA東・中央アジア部へ提出し、承認を得る。
- (2) 第1次派遣期間(2012年3月上旬～4月上旬)
- ア 他の専門家と密接に連携し「グ」国及びイメレティ州を対象に、資料収集及び分析、面談、現地聞き取りを通じ以下の調査業務を実施する。
 - (ア) 「グ」国及びイメレティ州の農牧林業の現状把握(経営形態、所得水準等)
 - (イ) イメレティ州の農牧林業産物の生産・加工・流通・販売の状況確認(農産品の種類、生産形態、加工技術、加工商品、販売規模、販売形態等)
 - (ウ) 比較優位性を有する特産品の確認、高付加価値化の可能性確認
 - イ [総括]とともに現地業務結果をまとめた第1次現地業務結果報告書(英文)を作成しC/P機関に提出・報告する。
- (3) 国内作業期間(2012年4月上旬)
- ア 第1次現地業務結果報告書(英文)をJICA東・中央アジア部に提出し、報告を行う。
 - イ 第1次派遣を踏まえ、国内で第2次現地調査に必要な情報を収集・整理する。
 - ウ 第1次派遣を踏まえ、全体業務実施計画書(和文・英文)の担当部分を修正し、JICA東・中央アジア部へ提出し、承認を得る。

- (4) 第2次派遣期間(2012年4月中旬～5月下旬)
- ア [総括]とともに第1次派遣を踏まえ、以下について検討・提言を行い報告書に取りまとめる。
 - (ア) 地域社会の特性や法的制約等に照らした「道の駅」コンセプトの適合性の検討
 - (イ) 「道の駅」導入にあたっての課題確認(法的側面、施設建設・運営責任主体、費用等)
 - (ウ) 展開しうる「道の駅」のタイプ(立ち寄り・補給型、集客誘致型、地域マーケット型、複合型等)や設置可能箇所等の検討
 - (エ) 「道の駅」コンセプトの展開に向けた我が国の支援(JICAスキームの活用を含む)の在り方の提言(必要に応じ、追加調査のTOR作成を行う)
 - (オ) 東西ハイウェイ沿線開発計画案骨子をC/P機関とともに作成
 - (カ) ワークショップの開催([商品企画・マーケティング]と連携し有望産品及び特産品のマーケティング提言)
 - イ [総括]と共に現地業務結果をまとめた第2次現地業務結果報告書(英文)を作成しC/P機関に提出・報告する。
- (5) 帰国後整理期間(2012年6月上旬)
- 専門家業務完了報告書(和文)の担当部分を作成し、JICA東・中央アジア部へ報告書の提出および報告を行う。
- [商品企画・マーケティング]
- (1) 国内準備期間(2012年3月上旬)
- ア [総括]とともに国内で入手可能な情報を収集・整理し、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。
 - イ [総括]とともに国内外の道の駅導入に関する事例を収集・整理・分析する。
 - ウ [総括]とともに全体業務実施計画書(和文・英文)を作成し、JICA東・中央アジア部へ提出し、承認を得る。
- (2) 第1次派遣期間(2012年3月上旬～4月上旬)
- ア 他の専門家と密接に連携し「グ」国及びイメレティ州を対象に、農産品、特産品のマーケティングに関連した調査を実施する。
 - (ア) イメレティ州の農牧林業産物の生産・加工・流通・販売の状況(農産品の種類、生産形態、加工技術、加工商品、販売規模、販売形態等)
 - (イ) 比較優位性を有する特産品の確認、高付加価値化の可能性確認
 - (ウ) イメレティ州の東西ハイウェイ沿いの店舗(常設/仮設、official/unofficial shops)の経営形態、商品・サービス内容に関し事例を抽出・分析する。
 - イ [総括]とともに現地業務結果をまとめた第1次現地業務結果報告書(英文)を作成しC/P機関に提出・報告する。
- (3) 国内作業期間(2012年4月上旬)
- ア 第1次現地業務結果報告書(英文)をJICA東・中央アジア部に提出し、報告を行う。
 - イ 第1次派遣を踏まえ、国内で第2次現地調査に必要な情報を収集・整理する。
 - ウ 第1次派遣を踏まえ、全体業務実施計画書(和文・英文)の担当部分を修正し、JICA東・中央アジア部へ提出し、承認を得る。
- (4) 第2次派遣期間(2012年4月中旬～5月下旬)
- ア [総括]とともに第1次派遣を踏まえ、以下について検討・提言を行い報告書に取りまとめる。
 - (ア) 地域社会の特性や法的制約等に照らした「道の駅」コンセプトの適合性の検討
 - (イ) 「道の駅」導入にあたっての課題確認(法的側面、施設建設・運営責任主体、費用等)
 - (ウ) 展開しうる「道の駅」のタイプ(立ち寄り・補給型、集客誘致型、地域マーケット型、複合型等)や設置可能箇所等の検討
 - (エ) 「道の駅」コンセプトの展開に向けた我が国の支援(JICAスキームの活用を含む)の在り方の提言(必要に応じ、追加調査のTOR作成を行う)
 - (オ) 東西ハイウェイ沿線開発計画案骨子をC/P機関とともに作成
 - (カ) 製品の高付加価値化(商品の質、デザイン、包装等)の検討、「道の駅」にてのディスプレイ、他マーケットへの参入等、マーケティング戦略の提言
 - (キ) ワークショップの開催([農業・農産物加工]と連携し有望産品及び特産品のマーケティング提言)
 - イ [総括]とともに現地業務結果をまとめた第2次現地業務結果報告書(英文)を作成しC/P機関に提出・報告する。
- (5) 帰国後整理期間(2012年6月上旬)
- 専門家業務完了報告書(和文)の担当部分を作成し、JICA東・中央アジア部へ報告書の提出及び報告を行う。

9 成果品

- (1) 業務実施計画書(全体、第2次)
 - 英文3部(C/P機関、JICA東・中央アジア部、JICAウズベキスタン事務所)
 - 和文2部(JICA東・中央アジア部、JICAウズベキスタン事務所)
- (2) 現地業務結果報告書(第1次、第2次)
 - 英文3部(C/P機関、JICA東・中央アジア部、JICAウズベキスタン事務所)
- (3) 業務完了報告書

和文2部(JICA東・中央アジア部、JICAウズベキスタン事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出すること。

また、業務従事月報を作成、JICA東・中央アジア部に提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

専門家のうち1名は道の駅導入に関わる業務経験を有していること。

(2) プロポーザル提案事項

業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

特になし。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成すること。

(6) 本案件についてはA類型を予定している。

番号： 7 国名：パプアニューギニア 担当：農村開発部
案件名：小規模稲作振興プロジェクト（フェーズ2）専門家派遣（収穫後処理）

1 今回契約予定のコンサルタント

1) 収穫後処理 1名 大卒後8～17年程度

2 契約予定期間： 全体 2012年2月下旬から2012年7月中旬まで

業務予定期間（日数）	準備期間	派遣期間	整理期間	M/M
収穫後処理	5	90	5	3.33

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写6部

見積書：正1部写1部

提出期限：2月15日(12時まで)

提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：収穫後処理	
(ア) 類似業務の経験	40
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
(ウ) 語学力	16
(エ) その他 学位、資格等	16

(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)

対象国/地域：パプアニューギニア/全途上国

類似業務：収穫後処理(稲作)に係る各種業務

6 条件

補強：認めない。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

パプアニューギニア(以下「パ」国)では、農業セクターが人口の約8割の生計を支えており、その多くが自給食料の生産と輸出換金作物であるコブラ、コーヒー、カカオ等を栽培する小規模農家である。かつては食料自給が可能であったが、人口増加と、都市化、産業開発及び食生活の変化により、食料需要が大きく増え、現在、穀物や肉等、多くの食料を輸入に依存している。特にコメは「パ」国における重要な主食の一つとなっているが、供給を専ら輸入に依存し、外貨流出が年間3億キナ(約90億円)以上に及んでいる。また、農家ではコメの購入が大きな支出の一つになっており、小規模農家の家計の大きな負担になっている。

「パ」国農業畜産省は食糧安全保障政策として稲作の振興を国家戦略として掲げており、特に小規模農家への普及に重点を置き、同省食糧安全保障局に稲作普及課(REU)を設置し、全国への稲作の振興を各州と協力しながら実施する体制をとっている。2003年から2008年に実施された技術協力プロジェクト「小規模稲作振興計画」(以下、フェーズ1)では、小規模稲作技術の整理と強化(低投入の陸稲栽培管理、手動木臼による収穫後処理、種子の自己生産と保存、稲作技術のサイクル化)や農民間普及手法(モデル農家アプローチ)を導入し、モデル農家育成、地方政府による普及サービスの構築(モデル農家支援システム構築、公営精米所の機能強化、種子配布の実施)及び中央行政の政策実施・機能強化(REU組織の立ち上げやガイドライン策定)を行った。また、稲作振興の担い手となる州政府農業畜産局スタッフの稲作普及計画の策定やモニタリング、報告書作成等の事業実務管理能力強化を行い、プロジェクト対象2州政府(東セピック州、マダン州)は州政府独自の稲作振興予算配賦を開始する等、地方政府のイニシアティブによりモデル農家アプローチによる稲作普及が行われる体制が構築された。その後、農業畜産省は小規模稲作の普及対象として2州(マヌス州、ミルンベイ州)を加えている。

一方で、病害虫による被害や休耕期間の短縮化による収量低下が明らかになっており、モデル農家によるこうした技術的問題への初歩的対応が要望として挙げられている。また、旧対象2州ではモデル農家の活動報告が不安定で、稲作普及の実態を把握し的確な行政施策を策定するためにもモデル農家のモニタリングや支援方法の改善が必要となっている。更に、稲作農家からは手動精米技術だけでなく、公営・私営の精米所による機械精米サービスへの要望が依然として大きい。村落部では精米機械の機械操作や維持管理の問題により稼働が不安定な精米機が多く存在し

ている。機械の修繕・維持管理等の技術指導や、現地の能力に応じた適切な精米機を導入しサービスを改善するための指針が引き続き必要である。加えて、行政機関の体制面については、コメ栽培に関する正確な統計情報が存在しないため、次の段階として全国的な食糧安全保障政策を実施するための障害になっている。また、地方分権を背景とする中央と地方の連携不足や共通の普及ガイドラインの未整備等の課題があり、引き続き行政の実施面での強化が必要である。

こうした背景から「パ」国は、引き続き小規模稲作の普及や精米サービスの改善、政策の改善等を進めることを目的とし、我が国に技術協力プロジェクトの実施を要請した。これを受けてJICAは「パ」国農業畜産省をカウンターパート(C/P)とし、2011年12月から2015年5月の3.5年間の計画で4州(東セピック州、マダン州、マヌス州、ミルンベイ州)を対象に「小規模稲作振興プロジェクト(フェーズ2)」(以下、プロジェクト)を実施している。

本専門家は、収穫後処理専門家として、「パ」国の適切な機械精米サービスの方向性を検討するにあたって必要な既存の精米所・精米機の運用状況や収益についての情報収集及び機械精米サービスの改善計画の作成についてC/Pに助言・指導を行うことを目的として派遣する。

なお、他に「チーフアドバイザー/普及計画管理」「業務調整/行政強化」専門家を長期に派遣している。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、「パ」国の適切な機械精米サービスの方向性を検討するにあたって必要な既存の精米所・精米機の運用状況や収益についての情報収集及び機械精米サービスの改善計画の作成についてC/Pに助言・指導を行うことを目的として、以下の業務を実施する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[収穫後処理]

(1) 国内準備期間(2012年3月上旬)

ア 本プロジェクトに関する既存資料を通じて要請背景及び内容を把握する。

イ 現地派遣期間中に使用する質問票(案)(英文)を作成する。

ウ 現地派遣期間の業務内容に関し、業務実施計画書(和文・英文)を作成の上、JICA農村開発部に提出・説明し、内容の確認を行う。

(2) 現地派遣期間(2012年3月中旬～6月中旬)

ア 現地業務開始時にJICAパプアニューギニア事務所、C/P機関、プロジェクト専門家へ業務実施計画書を提出、説明を行い、内容の確認を行う。

イ 「パ」国に導入されている精米機台数、型式、稼働状況等について、調査票を用いて、州別にC/Pとともに調査する。

ウ 「パ」国に導入されている主要精米機について、販売実績、機種の特徴(定格上の処理能力及びエンジン出力等)、実際の性能(エンジン出力、精米能力/時、精米歩留り等)等をC/Pとともに調査する(調査対象は5機種を目安とする)。

エ 機械精米所の運営費用と精米処理量、手数料収入、機械精米所の収益性、精米機の維持管理の実績と計画、オペレーターの維持管理能力等の調査をC/Pとともに調査する。

なお、調査対象精米所は、6州(マダン、東セピック、マヌス、ミルンベイ、東ニューブリテン、モロベ)の6精米所(5機種)を想定している。

オ 上記エで調査した機械精米所の改善計画案をC/Pとともに作成する。改善計画には、精米機の技術仕様に係る提言、推奨機種、精米所の収益性分析、既存機械設置の改善案を含む。この改善計画案は、その実施によって4精米所の運営改善を実証することを目的とし、実証結果は今後、全国的なガイドラインとして取りまとめられる予定。

カ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関、プロジェクト、JICAパプアニューギニア事務所に提出・報告する。

(3) 帰国後整理期間(2012年6月下旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成しJICA農村開発部に提出・報告を行う。

9 成果品

(1) 業務実施計画書

和文3部(プロジェクト、JICAパプアニューギニア事務所、JICA農村開発部)

英文5部(C/P機関2部、プロジェクト、JICAパプアニューギニア事務所、JICA農村開発部)

(2) 現地業務結果報告書

英文5部(C/P機関2部、プロジェクト、JICAパプアニューギニア事務所、JICA農村開発部)

(3) 専門家業務完了報告書

和文3部(プロジェクト、JICAパプアニューギニア事務所、JICA農村開発部)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出すること。

また、現地派遣期間中/国内作業期間中の業務従事月報を作成し、JICA農村開発部又はJICAパプアニューギニア事務所に提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

特になし。

(2) プロポーザル提案事項
業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料
本件に係る資料は、JICA農村開発部水田地帯第一課(TEL:03-5226-8446)にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

ア 本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けて全業務期間分一括して作成すること。

イ ポートモレスビーの宿泊は、安全上の観点からJICA指定ホテルを推奨するので、見積に宿泊費を計上しなくてよい。なお、宿泊単価は契約交渉時に定めることとする。

(6) 本案件についてはA類型を予定している。

番号： 8 国名：エクアドル 担当：農村開発部
案件名：チンボラソ県持続的総合農村開発プロジェクト専門家派遣（チーフアドバイザー / 持続的総合農村開発）

1 今回契約予定のコンサルタント

1) チーフアドバイザー/持続的総合農村開発 1名 大卒後18～22年程度

2 契約予定期間： 全体 2012年3月上旬から2013年3月下旬まで

業務予定期間 チーフアドバイザー/持続的総合農村開発 計11.40M/M

業務工程をプロポーザルで提案すること。

なお、国内準備期間及び帰国後整理期間は各々5日を上限とし、これら国内作業分の現地派遣期間への振り替えを含む3回を上限とする現地派遣期間については、プロポーザルで提案すること。

また、前派遣期間と次の派遣期間の国内作業は2日とすること。

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写6部

見積書：正1部写1部

提出期限：2月15日(12時まで)

提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：チーフアドバイザー/持続的総合農村開発	
(ア) 類似業務の経験	28
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
(ウ) 語学力	16
(エ) その他 学位、資格等	12
(オ) 業務従事者によるプレゼンテーション	16
	(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：スペイン語（語学は認定書（写）を添付してください。）

対象国/地域：エクアドル/全途上国

類似業務：農村開発に係る各種業務

6 条件

補強：認めない。

7 業務の背景と目的

エクアドル国(以下「エ」国)は、石油、バナナ、エビ等の輸出を通じて安定的な経済成長を遂げているが、「国家開発計画2007-2010」によると、未だに国民の約40%が「エ」国で定める貧困ライン(月間収入が56.6ドル)を下回る生活をしている。また、これら貧困層は地方部や先住民族地域に多く居住し、彼らの多くは小規模な農業を生活の糧としている。中には、出稼ぎにより生計を立てている農家もいる。

シエラ(山岳)地域のほぼ中央に位置する「エ」国チンボラソ県は、人口約40万人の地方県である。同県は、主要な生計手段である農業所得の低さに加え、質の低い教育・医療等の基礎インフラによる劣悪な生活環境及び自然資源の劣化(森林破壊による流域荒廃、土壌侵食等)を起因とし、シエラ地域10県の中でも深刻な貧困問題を抱えている。

これらの複合的な問題を解決するためには、多分野に及ぶ総合開発の観点から中長期的な開発戦略の策定が必要なることから、「エ」国政府はこのための支援を我が国政府に要請した。これを受けてJICAは、チンボラソ県政府をカウンターパート機関とし、同県での貧困削減に向けた参加型の持続的総合農村開発の実施体制が整備されることを目標とした「チンボラソ県貧困削減のための持続的総合農村開発実施体制強化プロジェクト(以下「フェーズ1協力」)」を2009年2月から2011年8月まで実施し、「チンボラソ県持続的総合農村開発戦略」及び同戦略に基づいた開発計画の策定が行われた。

フェーズ1協力後の課題としては、本戦略を持続的に実施に移すために、各集落のレベルで住民の直面する課題を的確に把握し、上記戦略の枠組みに沿ってこれに対応する計画を策定・実施することが必要であり、併せて住民の主体性の形成と自助努力による生活の改善や収入の向上、テリトリアル・アプローチ計画等の行政が推進する参加型開発への理解・協力を促進することが求められている。また、総合的な開発戦略を適切に実施するために、複数のセクターにまたがる関係行政機関の連携・調整による実施体制の強化と、課題分析・計画策定・計画実施に係る関係組織

の能力向上が必要である。以上の課題に対応するための協力を、「エ」国は我が国に対して要請した。

これを受けてJICAは、チンボラソ県政府、農牧漁業省、環境省、教育省、保健省をカウンターパート機関(C/P機関)とし、2012年3月から2017年3月まで5年間の予定で住民の生計向上、生活環境の改善及び生活の質の改善に向けた開発事業の実施基盤の整備を目的とした「チンボラソ県持続的総合農村開発プロジェクト」(以下「本プロジェクト」)を実施する。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、本派遣期間において「チーフアドバイザー/持続的総合農村開発」の専門家として、別途派遣予定の他の専門家(「業務調整/参加型開発」、「収入源創出/マーケティング」、「営農」の各分野担当の長期の専門家、並びに各種分野(灌漑、水土保全、生活改善等)の短期の専門家)と協力しつつ、プロジェクト全体の運営管理とともに担当指導分野の指導・助言を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[共通]

(1) 国内準備期間(2012年3月上旬)

ア 本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書、プロジェクトデザインマトリックス(PDM)、プロジェクト実施計画書、フェーズ1協力の資料等の既存資料を分析し、プロジェクトの概要を把握する。

イ 全体の業務実施計画書(和文・西文)を作成し、JICA農村開発部に提出し、説明を行う。

(2) 現地派遣期間(2012年3月中旬～2013年3月上旬)

ア 現地業務開始時、C/P機関及びJICAエクアドル支所へ業務実施計画書を提出・説明し、内容の確認を行う。

イ 現地業務終了時、現地業務結果報告書を作成し、C/P機関及びJICAエクアドル支所へ説明・提出する。

[チーフアドバイザー]

ア プロジェクト専門家の代表者として運営管理全般を把握し、現場での活動を統括する。

イ C/P機関及びプロジェクト専門家との協議を踏まえ、実施計画及び年間計画(専門家派遣計画、研修員受入計画、機材供与計画、現地業務費執行計画、ローカルコスト負担事業計画等)を取りまとめる。また、同計画の修正を行う必要が生じた場合、C/P機関及びプロジェクト専門家と協議し、JICAエクアドル支所及び農村開発部に報告の上、計画の修正を行う。

ウ 短期専門家の指導が定着するよう短期専門家の業務終了後も相手国関係者をフォローする。

エ 合同調整委員会等への参加を通じ、プロジェクトの運営管理、技術移転の進捗状況、将来計画につき、報告、協議及び指導を行う。

オ プロジェクト目標達成及び自立発展性に関連する相手国内の全体計画(国家・地域開発計画等)を把握し、必要に応じて助言を行う。

カ プロジェクトの効果の増大に寄与する他の援助機関、国際機関、NGO等と積極的に連携を図る。

キ C/P機関と協力し、プロジェクト成果の定着及び普及を図る。

ク C/P機関及びプロジェクト専門家と協力し、6ヶ月ごとに事業進捗報告書を作成し、JICAエクアドル支所及び農村開発部に提出する。

ケ プロジェクトの事務所備品や車両の使用方法等に係るプロジェクトの内規を作成し、その遵守について指導及び監督する。

コ プロジェクト専門家と協力し、各種広報活動を通じてプロジェクトの広報を積極的に行う。

[持続的総合農村開発]

ア C/P機関が行う以下の取り組みを指導・支援する。

(ア) 実証対象地域の選定

(イ) 実証対象地域での現状把握調査の企画・実施

(ウ) 農民グループの組織化

(エ) 生計向上及び生活環境改善に係る知識・技術を農民が習得・実践するための研修計画策定及び実施

(オ) 上記ア(エ)の研修成果を活用した生活改善のための活動計画の策定及び実施

(カ) 既存インフラを活用した、研修の手法・手段の蓄積、技術研修、先祖伝来の農業技術を中心とした農業技術の普及のシステム化を目的とした、「チンボラソ県高地農業改良センター」の設置に関する検討

(キ) 関係機関、県内地方行政、集落の技術者・普及員の能力向上のための研修計画の策定

イ 現地業務完了に際し、業務の成果・提言等を含む現地業務結果報告書(西文)を作成し、C/P機関及びJICAエクアドル支所に対して提出し、報告を行う。

(3) 国内作業期間

ア 現地業務結果をJICA農村開発部へ報告する。

イ 直近の現地派遣業務結果を踏まえた、次の業務実施計画書を修正し、JICA農村開発部へ提出・説明する。

(4) 帰国整理期間(2013年3月中旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部へ提出・報告する。

9 成果品

(1) 業務実施計画書(全体、第2次)

西文7部(C/P機関5部、JICAエクアドル支所、JICA農村開発部)

和文2部(JICAエクアドル支所、JICA農村開発部)

(2) 現地業務結果報告書(各派遣毎)

西文7部(C/P機関5部、JICAエクスアドル支所、JICA農村開発部)

和文2部(JICAエクスアドル支所、JICA農村開発部)

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部(JICAエクスアドル支所、JICA農村開発部)

なお、体裁は簡易製本とし、併せて電子データを提出すること。また、業務従事月報を作成し、JICA農村開発部に提出すること。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

特になし。

(2) プロポーザル提案事項

ア 業務工程表は、11.40M/Mを上限として、プロポーザルで提案すること。

イ 2012年12月中旬～12月下旬のクリスマス期間中は、現地派遣をしない。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA農村開発部畑作地帯第一課(TEL:03-5226-8420)にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 黄熱

(5) その他

ア 本件は、業務従事予定者によるプレゼンテーションを実施する予定です。

(ア) 実施時期：2月21日(火)(予定)(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(イ) 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室

(ウ) 実施方法：

a 一者当たり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分

b プレゼンテーションは、業務従事予定者が業務実施方針、提案事項の説明を行う。

(エ) 出席者：業務従事予定者以外の出席を認めない。

イ 本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成すること。

(6) 本案件についてはA類型を予定している。

(7) プロジェクト運営管理に係る業務経験あることが望ましい。

番号：9 国名：中南米地域 担当：中南米部
 案件名：南米地域における円借款新規案件形成及び実施促進支援（有償資金協力専門家）（円借款案件迅速化支援）

1 今回契約予定のコンサルタント

1) 円借款案件迅速化支援 1名 大卒後18～22年程度

2 契約予定期間： 全体 2012年3月上旬から2013年3月下旬まで

業務予定期間（日数）	準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	国内作業	第3次派遣
円借款案件迅速化支援	7	27	16	30	8	24
	国内作業	第4次派遣	国内作業	第5次派遣	国内作業	第6次派遣
	6	30	7	30	7	28
	国内作業	第7次派遣	整理期間	M/M		
	7	15	9	8.37		

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写6部

見積書：正1部写1部

提出期限：2月15日(12時まで)

提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

- ア 業務方針の的確性 6
- イ 業務方法の整合性、現実性等 12
- ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 2

(2) 業務従事者の経験能力等

- ア 担当事項：円借款案件迅速化支援
 - (ア) 類似業務の経験 28
 - (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8
 - (ウ) 語学力 16
 - (エ) その他 学位、資格等 12
 - (オ) 業務従事者によるプレゼンテーション 16
- （計100点）

5 記載時留意事項

語学の種類：スペイン語（語学は認定書（写）を添付してください。）

対象国/地域：中南米地域/全途上国

類似業務：円借款案件形成及び実施促進に係る業務経験

6 条件

補強：認めない。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

2011年12月末時点において、南米地域の新規円借款案件候補として形成中の案件は約20件、実施中既往案件は11件である。新規候補案件は5か国（ペルー国(10件)、ブラジル国(4件)、ポリビア国(以下「ボ」国)(2件)、コロンビア国(以下「コ」国)(2件)、パラグアイ国(以下「パ」国)(2件))、セクターは運輸、上下水道、灌漑、森林、電力・省エネ、固形廃棄物等、国・セクターとも多岐にわたる。これら候補案件の実施機関(以下、カウンターパート(C/P))には円借款の経験が初めての機関や、久しぶりの円借款供与のためJICA審査への対応や円借款手続きに不慣れなC/Pが含まれ、案件形成を迅速化し各年度において計画通りの承諾件数を達成するには、案件形成の重要な局面においてこれらC/Pに対する集中的な指導・支援が急務となっている。特に「ボ」国について、債務削減後初めての円借款供与であることに加え、「ボ」国国内の電力需給逼迫による電力危機がモラレス政権への批判にも繋がっていることもあり、政治情勢を踏まえた迅速且つ適格なC/Pに対する指導・支援が必要となっている。

一方で実施中の既往円借款案件は南米地域で11件であり、これらの案件監理は一義的には円借款受入国側の責任であり、JICAは、C/P・監督官庁を通じ案件進捗状況のモニタリング(定期的な案件レビュー・ミーティングやモニタリングシートの活用や必要に応じて案件実施促進調査(SAPI)実施による支援等)により案件の進捗促進に努めてきている。しかしながら、当初の想定通りに進まないケースも散見され、比較的大規模の電力・運輸・水セクター等の案件の進捗が遅れている。これら案件は入札手続き、C/Pの承認プロセスに時間を要する例が多いため、円借款監理において多くの知見を活用して、個別案件毎に問題を分析し、効果的な方策(事業関係者による案件実施の促進、関係者間の見解の相違による進捗停滞の解消、承認手続きの促進、支払に向けたスケジュール管理等)の提言を行い、JICA

としてフォローしていくことが必要である。

本コンサルタントは、円借款案件形成の各種手続き及び案件監理(調達及びディスバース)に係る各種手続きについて、C/Pの能力向上を図る目的で派遣されるものである。

なお、現段階で支援を必要とする主要国、主要セクター及びC/P名は以下のとおりである。

<案件形成促進>

- (1) ベルー国：地域開発(C/P名：アマゾナス州政府)、環境・防災(C/P名：農業省)
- (2) パラグアイ国：運輸セクター(C/P名：公共事業省)
- (3) ボリビア国：電力セクター(C/P名：炭化水素・エネルギー省、電力公社)
- (4) その他：状況に応じて検討

<案件実施促進>

- (1) ベルー国：水セクター(C/P名：リマ市上下水道公社)、
電力セクター(C/P名：カハマルカ州政府、ロレト州政府)
- (2) コロンビア国：開発金融(C/P名：コロンビア貿易銀行、地域開発金融公社)
- (3) ボリビア国：電力セクター(C/P名：エネルギー省、電力公社)
- (4) その他：状況に応じて検討

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、南米地域の円借款案件形成の促進、既往円借款案件の監理・事業促進を行うために、関連するC/P機関及び関係機関と必要な協議・指導を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[円借款迅速化支援]

(1) 国内準備期間(2012年3月上旬)

ア 各種報告書・F/S、JICA中南米部との打合せ等を通じてベルー国新規円借款案件「ベルー北部地域開発事業(仮称)」、「コ」国新規円借款案件「中小零細企業育成事業」及び「公共サービス改善事業」、「ボ」国向け円借款案件「ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業フェーズ(1)(1)」の事業概要を把握する。

イ 第1次現地派遣に係る業務実施計画書(和文・西文)を作成し、JICA中南米部へ提出する。

(2) 第1次現地派遣(ベルー国、コロンビア国、ボリビア国)(2012年3月中旬～4月上旬)

ア ベルー国での現地業務開始時に第1次現地派遣に係る業務実施計画書(和文・西文)をJICAベルー事務所及びC/Pに提出し、ベルー国分についての今次派遣の業務計画を説明する。

イ C/Pに対し、ベルー国向け新規円借款案件「ベルー北部地域開発事業(仮称)」について、審査事項の説明、関連資料の作成、関係機関間の調整等審査ミッション支援業務を行う。

ウ 上記(2)イの活動成果を第1次現地業務結果報告書(ベルー国版)(西文)に取りまとめ、JICAベルー事務所及びC/Pに提出・報告を行う。

エ 「コ」国での現地業務開始時に第1次現地派遣に係る業務実施計画書(和文・西文)をJICAコロンビア支所及びC/Pに提出し、「コ」国分についての今次派遣の業務計画を説明する。

オ 「コ」国向け円借款案件「中小零細企業育成事業」及び「公共サービス改善事業」について、各案件のC/Pに対し、適切な支払要求書類の期限内提出の実現に向けて関係機関間の調整等貸付実行促進業務を行う。

カ 上記(2)オの活動成果を第1次現地業務結果報告書(「コ」国版)(西文)に取りまとめ、JICAコロンビア支所及びC/Pに提出・報告を行う。

キ 「ボ」国での現地業務開始時に第1次現地派遣に係る業務実施計画書(和文・西文)をJICAボリビア事務所及びC/Pに提出し、「ボ」分についての今次派遣の業務計画を説明する。

ク 「ボ」国向け新規円借款案件「ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業フェーズ(1)(1)」の実施体制・進捗状況確認を行い、C/P内の実施ユニットに対し円借款調達手続きについて説明する。場合により、JICAと共に先方政府ハイレベルへの説明を行う。

ケ 上記(2)クの活動成果を第1次現地業務結果報告書(「ボ」国版)(西文)に取りまとめ、JICAボリビア事務所及びC/Pに提出・報告を行う。

(3) 国内作業(2012年4月中旬～4月下旬)

ア 第1次現地業務結果報告書(ベルー国版・「コ」国版・「ボ」国版)(西文)をJICA中南米部へ提出・報告する。

イ C/Pに対し、ベルー国向け新規円借款案件「ベルー北部地域開発事業(仮称)」の審査後手続き(データ整備等含む)の支援を行う。

ウ 各種報告書・F/S、JICA中南米部との打合せ等を通じて「パ」国向け新規円借款案件「輸出回廊整備事業」の事業概要の確認を行う。

エ 「ボ」国向け新規円借款案件「ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業フェーズ(1)(1)」のコンサルタント雇用手続き関連支援の準備を行う。

オ 第2次現地派遣に係る業務実施計画書(和文・西文)をJICA中南米部へ提出・説明する。

(4) 第2次現地派遣(パラグアイ国、ボリビア国)(2012年5月下旬～6月下旬)

ア 「パ」国での現地業務開始時に第2次現地派遣に係る業務実施計画書(和文・西文)をJICAパラグアイ事務所及びC/Pに提出し、「パ」国分についての今次派遣の業務計画を説明する。

イ C/Pに対し、「パ」国向け新規円借款案件「輸出回廊整備事業」について、審査事項の説明、関連資料の作成、関係機関間の調整等審査ミッション支援業務を行う。

- ウ 上記(4)イの活動成果を第2次現地業務結果報告書(「パ」国版)(西文)に取りまとめ、JICAパラグアイ事務所及びC/Pに提出・報告を行う。
- エ 「ボ」国での現地業務開始時に第2次現地派遣に係る業務実施計画書(和文・西文)をJICAポリビア事務所及びC/Pに提出し、「ボ」国分についての今次派遣の業務計画を説明する。
- オ C/Pに対し、「ボ」国向け円借款「ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業フェーズ(1)(1)」のコンサルタント雇用のためのTOR作成について支援する。
- カ 上記(4)オの活動成果を第2次現地業務結果報告書(「ボ」国版)(西文)に取りまとめ、JICAポリビア事務所及びC/Pに提出・報告を行う。
- (5) 国内作業(2012年7月上旬)
- ア 第2次現地業務結果報告書(「パ」国版・「ボ」国版)(西文)をJICA中南米部へ提出・説明する。
- イ C/Pに対し、「パ」国向け新規円借款案件「輸出回廊整備事業」の審査後手続き(データ整備等含む)の支援を行う。
- (6) 第3次現地派遣(ポリビア国)(2012年7月中旬～8月上旬)
- ア 「ボ」国での現地業務開始にJICAポリビア事務所及びC/Pに対し、今次派遣に係る業務計画の説明を行う。
- イ C/Pに対し、「ボ」国向け円借款「ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業フェーズ(1)(1)」のコンサルタント雇用のための必要書類作成について指導・助言する。
- ウ C/Pに対し、「ボ」国向け円借款「ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業フェーズ(1)(1)」のコンサルタントプロポーザル評価法について指導・助言する。
- エ 必要に応じてJICAミッションの受け入れ支援やJICAとC/P及び関連機関の協議を調整する。
- オ 上記の活動成果を第3次現地業務結果報告書(西文)に取りまとめ、JICAポリビア事務所及びC/Pに提出・報告を行う。
- (7) 国内作業(2012年8月上旬～9月上旬)
- ア 第3次現地業務結果報告書(西文)をJICA中南米部へ提出・報告する。
- イ JICA中南米部との打合せ等を通じ、「ボ」国向け新規円借款「ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業フェーズ(1)(2)」の審査準備を行う。
- ウ 第4次現地派遣に係る業務実施計画書(和文・西文)を作成し、JICA中南米部へ提出・報告する。
- (8) 第4次現地派遣(ポリビア国)(2012年9月中旬～10月中旬)
- ア 「ボ」国での現地業務開始時に第4次現地派遣に係る業務実施計画書(和文・西文)をJICAポリビア事務所及びC/Pに提出し、今次派遣に係る業務計画を説明する。
- イ C/Pに対し、「ボ」国向け新規円借款「ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業フェーズ(1)(2)」のJICA審査質問状回答の作成支援を行う。
- ウ C/Pに対し、JICA審査ミッションの考え方、項目別審査基準等を説明する。
- エ JICA審査ミッション受け入れ支援やJICAとC/P及び関連機関の協議を調整する。審査ミッション中の各会議に同席し適宜C/Pにアドバイスを行う。
- オ 上記の活動成果を第4次現地業務結果報告書(西文)に取りまとめ、JICAポリビア事務所及びC/Pに提出・報告を行う。
- (9) 国内作業(2012年10月下旬)
- ア 第4次現地業務報告書(西文)をJICA中南米部に提出・報告する。
- イ JICA中南米部との打合せ等を通じ、ペルー国向け既往円借款案件「灌漑サブセクター整備事業」、「電力フロンティア拡張事業(III)」、「カハマルカ上下水道整備事業」及び「リマ首都圏北部上下水道最適化事業(1)」の現状確認を行い、年度内ディスパース促進計画を作成する。
- ウ 「ボ」国向け新規円借款「ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業フェーズ(1)(1)」及び「ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業フェーズ(1)(2)」に係る現地派遣準備を行う。
- (10) 第5次現地派遣(ペルー国、ポリビア国)(2012年11月中旬～12月中旬)
- ア ペルー国での現地業務開始時にJICAペルー事務所及びC/Pに対し、今次派遣に係る業務計画の説明を行う。
- イ ペルー向け円借款案件「灌漑サブセクター整備事業」、「電力フロンティア拡張事業(III)」、「カハマルカ上下水道整備事業」及び「リマ首都圏北部上下水道最適化事業(1)」のC/Pに対し年度末ディスパース促進計画を提示・説明する。
- ウ C/PやAgent Bank等ヒアリングの下、同計画遂行に向けた課題を特定・対応策を検討し、C/Pに対し着実なディスパース実現のための助言を行う。
- エ 上記(10)イ、ウの活動成果を第5次現地業務結果報告書(ペルー国版)(西文)に取りまとめ、JICAペルー事務所及びC/Pに提出・報告を行う。
- オ 「ボ」国での現地業務開始時にJICAポリビア事務所及びC/Pに対し、今次派遣に係る業務計画の説明を行う。
- カ C/Pに対し、「ボ」国向け新規円借款「ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業フェーズ(1)(1)」のコンサルタント契約に係るJICA同意に向けた助言を行う。場合により、JICAと共に先方政府ハイレベルへの説明を行う。
- キ C/Pに対し、「ボ」国向け新規円借款「ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業フェーズ(1)(2)」のL/A交渉に向け、L/Aドラフトの内容を説明する。場合により、JICAと共に先方政府ハイレベルへの説明を行う。
- ク 上記(10)カ、キの活動成果を第5次現地業務結果報告書(「ボ」国版)(西文)に取りまとめ、JICAポリビア事務所及びC/Pに提出・報告を行う。

- (11) 国内作業(2012年12月中旬～2013年1月上旬)
- ア 第5次現地業務結果報告書(ペルー国版・「ボ」国版)(西文)をJICA中南米部へ提出・報告する。
 - イ JICA中南米部との打合せ等を通じ、ペルー国向け円借款案件「灌漑サブセクター整備事業」、「電力フロンティア拡張事業(III)」、「カハマルカ上下水道整備事業」及び「リマ首都圏北部上下水道最適化事業(1)」のディスパース進捗監視に向けた準備を行う。
 - ウ 「ボ」国向け新規円借款「ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業フェーズ(1)(2)」に係る入札書手続き関連の業務準備を行う。
- (12) 第6次現地派遣(ペルー国、ボリビア国)(2013年1月中旬～2013年2月中旬)
- ア ペルー国での現地業務開始時にJICAペルー事務所及びC/Pに対し、今次派遣に係る業務計画の説明を行う。
 - イ ペルー国向け円借款案件「灌漑サブセクター整備事業」、「電力フロンティア拡張事業(III)」、「カハマルカ上下水道整備事業」及び「リマ首都圏北部上下水道最適化事業(1)」の年度末ディスパース促進計画の実施状況を確認し、必要に応じAgent BankやJICA等と調整を行いながら、ディスパースの漏れが生じないように監視し、3月のディスパーススケジュール表を作成する。
 - ウ 上記(12)イの活動成果を第6次現地業務結果報告書(ペルー国版)(西文)に取りまとめ、JICAペルー事務所に報告を行う。
 - エ 「ボ」国での現地業務開始時にJICAボリビア事務所及びC/Pに対し、今次派遣に係る業務計画の説明を行う。
 - オ C/Pに対し、「ボ」国向け新規円借款「ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業フェーズ(1)(2)」の本体入札書類のJICA調達ガイドライン遵守のポイントを指導する。場合により、JICAと共に先方政府ハイレベルへの説明を行う。
 - カ 上記(12)オの活動成果を第6次現地業務結果報告書(「ボ」国版)(西文)に取りまとめ、JICAボリビア事務所及びC/Pに提出・報告を行う。
- (13) 国内作業(2013年2月下旬)
- ア 第6次現地業務結果報告書(ペルー国版・「ボ」国版)(西文)をJICA中南米部へ提出・報告する。
 - イ 各種報告書・F/S、JICA中南米部との打合せ等を通じてペルー国新規円借款案件「渓谷及び脆弱村落保護インフラ事業」の事業概要を把握する。
 - ウ 第7次現地派遣に係る業務実施計画書(和文・西文)を作成し、JICA中南米部へ提出する。
- (14) 第7次現地派遣(ペルー国)(2013年3月上旬～3月中旬)
- ア ペルー国での現地業務開始時に第7次現地派遣に係る業務実施計画書(和文・西文)をJICAペルー事務所及びC/Pに提出し、今次派遣の業務計画を説明する。
 - イ C/Pに対し、ペルー国向け新規円借款案件「渓谷及び脆弱村落保護インフラ事業」について、審査事項の説明、関連資料の作成、関係機関間の調整等審査ミッション支援業務を行う。
 - ウ 第7次現地業務結果報告書(西文)を取りまとめ、JICAペルー事務所及びC/Pに報告を行う。
- (15) 帰国後整理期間(2013年3月下旬)
- ア 第7次現地業務結果報告書(西文)をJICA中南米部へ提出・報告する。
 - イ C/Pに対し、ペルー国向け新規円借款案件「渓谷及び脆弱村落保護インフラ事業」の審査後手続き(データ整備等含む)の支援を行う。
 - ウ 業務完了報告書(和文)をJICA中南米部へ提出・報告する。

9 成果品

- (1) 業務実施計画書(第1次、第2次、第4次及び第7次の現地派遣時)
 - 西文3部(C/P、JICA中南米部、JICA対象国事務所へ各1部)
 - 和文2部(JICA中南米部、JICA対象国事務所へ各1部)
- (2) 現地業務結果報告書(各派遣時)
 - 西文3部(C/P、JICA中南米部、JICA対象国事務所へ各1部)
 - (なお、一回の現地派遣で複数国で業務を行う場合は、国毎に作成)
- (3) 業務完了報告書
 - 西文5部(JICA中南米部、JICA対象国4事務所へ各1部)
 また、現地派遣期間中/国内作業期間中の業務従事月報を作成し、JICA中南米部に提出する。
 なお、上記成果品の体裁は簡易製本とする。

10 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点
 - ア 円借款の新規案件形成の実務経験、又はその手続き・JICAの審査事項に関するノウハウを有していること。
 - イ 円借款貸付実行手続きのノウハウを有していること。
 - ウ 円借款調達手続きの実務経験、又は調達手続きに関するノウハウを有していること。
- (2) プロポーザル提案事項
 - ア 業務工程については、上記2を想定しているが、以下イを踏まえプロポーザルにて提案すること。
 - イ 業務量は合計8.37M/Mを上限とし、現地渡航回数は7回まで、準備期間は7日まで、現地派遣日数は184日まで、国内作業及び整理期間は合わせて60日までとする。
- (3) 参考資料

特になし。

(4) 必要予防接種 黄熱

(5) その他

本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けて全業務期間分一括して作成すること。

(6) 本案件についてはA類型を予定している。

(7) 本件は、業務従事予定者によるプレゼンテーションを実施する予定です。

ア 実施時期：2月17日(金)(予定)(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

イ 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室

ウ 実施方法：

(ア) 一者当たり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分

(イ) プレゼンテーションは、業務従事予定者が業務実施方針、提案事項の説明を行う。

エ 出席者：業務従事予定者以外の出席を認めない。

番号： 10 国名：ボリビア 担当：農村開発部
案件名：北部ラパス小規模農家の生計向上のための付加価値型農業プロジェクト専門家派遣（農家経済）

1 今回契約予定のコンサルタント

1) 農家経済 1名 大卒後 8～17年程度

2 契約予定期間： 全体 2012年3月上旬から2012年9月中旬まで

業務予定期間（日数）	準備期間	派遣期間	整理期間	M/M
農家経済	5	165	5	5.83

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写6部

見積書：正1部写1部

提出期限：2月15日(12時まで)

提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：農家経済	
(ア) 類似業務の経験	40
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
(ウ) 語学力	16
(エ) その他 学位、資格等	16

(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：スペイン語(語学は認定書(写)を添付してください。)

対象国/地域：ボリビア/全途上国

類似業務：農村部における社会経済調査に係る各種業務

6 条件

補強：認めない。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

ボリビア国(以下「ボ」国)北部ラパス地域は、農業生産のポテンシャルが高いとされつつも、これまで十分な開発が行われてこなかった地域である。当該地域の貧困率は、87.13%(2001年、国立統計院)とラパス県の平均66.2%を大きく上回る。農村の現状としては、経済活動人口の90～95%が農業に従事している。対象地域は1953年の農地改革の実施に伴い内国移住地域に指定されたため、土地無し農民であった多くの移住者が一戸あたり平均50haを分譲されている。しかしながら、再投資や栽培面積の拡大に必要な収入が得られていないことから、所有面積の10～20%のみが農業生産や牧畜業生産に利用されている。

基本的な農業形態は焼畑移動耕作であり、主食であるコメやトウモロコシ等を主体とする1作目の跡地には、ユカ(キャッサバ)、プラタノ、豆類等が栽培されたり、カカオや柑橘類等の永年性作物とそれらの日陰用作物となるプラタノが植え付けられたりする。ただし、それら各種作物の栽培については適切な技術を持っておらず、市場に販売できるだけの十分な品質の農産物を収穫できていない農家が多い。また、農業による収入が十分でないため、違法であるが投資が不要で簡易な収入源として、隣接するマディディ国立公園からの木材伐採に頼っている農民が多い。しかし近年、森林が減少し、より奥地へ侵入・伐採し、悪路を長時間運んでこなくてはならなくなっていることから、農民自身も他の収入源の必要性を認識しつつある。

このような状況において、ラパス県はその開発計画において「経済・社会の停滞」「地域や社会の分断」「県内外をつなぐ道路インフラの不足」を当該県発展上の障害であると分析しており、その原因として自然のポテンシャル等、他県と比して優位性のある地域の経済的資源が活用されていないこと、農村部における産業活動が不足していること等が挙げられている。そして2007年より、ラパス県は「農業産業化プログラム」により農村部における産業活動の活性化を試みているが、未だ明確な成果を出すには至っていない。こうした背景から、北部ラパス地域において奨励作物の生産・加工・流通を総合的に強化し、農業生産性向上による地域の振興を図るために、我が国に対し技術協力プロジェクトによる協力が要請された。

これを受けてJICAは協力準備調査を実施し、妥当性及び案件枠組みについて先方関係機関との協議を通じて確認した。その結果、対象地域の小規模農家の貧困削減に向け、付加価値型農業に向けた実施基盤を確立することを目的と

し、基幹作物であるコメと換金作物であるカカオの生産システムの改善を通じた付加価値型農業戦略の策定及び農業戦略の具現化に向けた実施体制の構築と関係機関と生産者の能力強化に取り組むべく、国立農林業研究所(INIAF)、ラパス県庁、サンブエナビントゥーラ市役所、イクシアマス市役所の4機関をカウンターパート(C/P)機関として、2010年3月から2013年3月まで3年間の予定で技術協力プロジェクト「北部ラパス小規模農家の生計向上のための付加価値型農業プロジェクト」を実施中である。

プロジェクト開始時からこれまで、「チーフアドバイザー/営農改善」、「業務調整/普及実施体制整備」、「稲栽培/普及」の3分野(累計5名)の日本人専門家及び「カカオ生産チェーン」に係るブラジル国からの第三国専門家を派遣し、プロジェクト実施体制整備、ベースライン調査、試験圃場における実証試験、集落における展示圃場活動等を行ってきた。また本年3月から「灌漑排水」の専門家を派遣予定である。

これまでの活動結果を踏まえ、プロジェクトで策定する付加価値型農業戦略において、コメについては、対象地域の伝統農法である焼畑陸稲作から豊富な水資源を活用した水田稲作への転換を推奨する方向性で試験圃場における各種実証試験及び集落における展示圃場活動を進めているが、水稲作は、従来の焼畑稲作と比し、年間で6~10倍程度の収量が見込める一方、農家の初期投資及び労働負担は増大する。また、カカオについても生産量の増大と付加価値の向上のためには農家の初期投資及び労働負担の増加が必要となることが見込まれる。このため、付加価値型農業戦略の策定にあたり社会経済的側面も確認する必要がある。

本専門家は、C/Pとともに対象地域の農家経済状況及び社会状況を調査し、農家の社会経済的状況から対象地域における水稲作の導入及びカカオの生産量と質の向上に向けた取り組み実施の可能性を明らかにするとともに、C/Pの能力向上を図ることを目的として派遣する。

なお、プロジェクト対象地域はサンブエナビントゥーラ市及びイクシアマス市の2市であり、面積約4.0万km²の広大な土地に73集落が散在し、約1.6万人が居住する。しかしながら、対象地域内は道路整備が進んでおらず遠隔地へのアクセスは極めて困難であることから、調査対象集落は2市を結ぶ幹線道路沿いを中心とした地域に限定し、10集落程度と想定している。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、他の日本人専門家(チーフアドバイザー/営農改善、業務調整/普及実施体制整備、稲栽培/普及、灌漑排水)と協力し、対象地域の農家経済状況及び社会状況の調査に係るC/Pへの技術指導を目的とし以下の業務を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[農家経済]

(1) 国内準備期間(2012年3月上旬)

ア 本プロジェクト関連資料(R/D(協議議事録)、M/M(議事録)、各専門家の報告書等)及び情報の整理分析を行い、業務内容を把握する。

イ JICA農村開発部と活動方針・計画、現状等の詳細内容を確認し、全体の業務実施計画書(和文・西文)を作成し、JICA農村開発部へ説明の上、提出する。

(2) 現地派遣期間(2012年3月中旬~8月下旬)

ア 現地業務開始時にC/P機関及びJICAポリピア事務所並びにプロジェクトに業務実施計画書を提出し、業務計画の確認を行う。

イ ラパス市において、ラパス県庁及び国家統計局を訪問して当該分野に関する聞き取り調査を行うと同時に関連資料等を入手する。

ウ プロジェクト専門家及びC/Pからの聞き取りや現地踏査等を通じて、プロジェクト活動の進捗状況と課題を把握する。

エ C/Pとともに展示圃場実施集落において農家経済及び社会状況に係る予備的な調査を実施して地域の概況を把握する。

オ 上記(2)エの予備調査で得られた情報を基に、C/Pとともに農家経済状況(家計(収入及び支出の構造)、地域における収入機会、家族構成及び労働力の分配等)及び社会状況(土地所有、労働や収入に係る意識、意思決定のあり方、慣習等)に係る本格的な調査(本格調査)の内容・方法及び対象集落(本格調査対象集落には予備調査実施集落を含む)を決定する。この際、対象地域に先住民集落と内国移住者集落の2種の集落が混在していること、先住民集落においては共有地制度があること、収入機会には季節的な変動があること、対象地域において違法な木材伐採や仕送り等の把握しにくい収入源があることを念頭に行う。

カ C/Pとともに本格調査に係る調査票を作成し、調査票の記入、聞き取り法等について、C/Pに指導を行う。

キ C/Pとともに本格調査を実施する。

ク 上記(2)キで調査した調査票をC/Pとともに分析し、対象地域の農家経済状況及び社会状況をまとめる。

ケ 本格調査で得られた情報に不足があれば、C/Pとともに適宜補足調査を行う。

コ C/Pとともに対象地域住民の生活に影響を与えうる将来の開発計画(インフラ整備や工場誘致等)について把握し、その影響予測を行う。

サ 調査結果を基に、他の専門家、C/Pとともに対象地域における水稲作導入及びカカオ生産性・品質向上に向けた施策の導入可能性(導入しうる農家の条件とそれを満たす農家の概数、導入にあたっての課題と対策等)について社会経済的側面から取りまとめ、プロジェクトで作成する付加価値型農業戦略の策定に協力する。

シ 調査結果を基に、他の専門家、C/Pとともにプロジェクト上位目標の指標の数値を具体化する。

ス C/Pとともに今後の当該分野の活動計画を策定する。

セ 他の専門家、C/Pとともに2012年10月に予定されているプロジェクト終了時評価に向けた資料等の作成に協

力する。

- ソ 現地業務結果報告書(西文)を作成し、C/P及びJICAポリピア事務所並びにプロジェクトに提出し報告する。
- (3) 帰国後整理期間(2012年8月下旬～9月上旬)
専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部に提出の上、報告を行う。

9 成果品

- (1) 業務実施計画書
和文3部(プロジェクト、JICAポリピア事務所、JICA農村開発部)
西文7部(C/P機関4部、プロジェクト、JICAポリピア事務所、JICA農村開発部)
- (2) 現地業務結果報告書
西文7部(C/P機関4部、プロジェクト、JICAポリピア事務所、JICA農村開発部)
- (3) 専門家業務完了報告書
和文3部(プロジェクト、JICAポリピア事務所、JICA農村開発部)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。また、現地派遣中の業務に関しては業務従事月報を作成し、JICAポリピア事務所に提出する。

10 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点
特になし。
- (2) プロポーザル提案事項
業務工程表をプロポーザルにて提案すること。
- (3) 参考資料
本件に係る資料はJICA農村開発部畑作地帯第一課(TEL:03-5226-8418)にて閲覧できます。
- (4) 必要予防接種 黄熱
- (5) その他
本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成すること。
- (6) 本案件についてはA類型を予定している。

番号： 11 国名：モロッコ 担当：農村開発部
案件名：アブダ・ドゥカラ灌漑地域における灌漑システム向上プロジェクト専門家派遣（営農）

1 今回契約予定のコンサルタント

1) 営農 1名 大卒後13～17年程度

2 契約予定期間： 全体 2012年2月下旬から2013年3月中旬まで

業務予定期間（日数）	準備期間	第1次派遣	第1次国内作業	第2次派遣	第2次国内作業	第3次派遣
営農	7	60	2	60	2	60
		第3次国内作業	第4次派遣	整理期間	M/M	
		2	60	5	8.6	

上記工程は一例であり、「10.特記事項」(2)を参照の上、業務工程をプロポーザルで提案すること。

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写6部

見積書：正1部写1部

提出期限：2月15日(12時まで)

提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：営農	
(ア) 類似業務の経験	28
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
(ウ) 語学力	16
(エ) その他 学位、資格等	12
(オ) 業務従事者によるプレゼンテーション	16

(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語またはフランス語（語学は認定書（写）を添付してください。）

対象国/地域：モロッコ/全途上国

類似業務：営農分野に係る各種業務

6 条件

補強：認めない。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

モロッコ国(以下「モ」国)では、農耕可能地域の大部分は乾燥もしくは半乾燥地域であるが、天気に依存している農業地域では、しばしば干ばつによって大きな被害を受けるため、降雨量の多寡が農業生産量を左右してきた。更に、工業用水及び上水需要の伸びが予測される中、限られた水資源を効果的・効率的に活用するために灌漑施設を拡充させることが急務となっていた。

上記背景のもと、「モ」国政府はアブダ・ドゥカラ平野(高位部)に灌漑施設整備を計画し、第1期でアフリカ開発銀行、欧州投資銀行、アラブ社会経済開発基金の資金援助により1万6000haの灌漑施設が整備され、第2期では我が国の円借款事業「アブダ・ドゥカラ灌漑事業」(L/A1996年、事業完了2001年、実行額134.26億円)により1万9000haの灌漑施設が整備された。円借款事業による施設の完成後、水資源の効果的な利用や農業生産の安定と収量の増加による農民の生計向上に大きな期待が寄せられていた。

しかしながら、旧JBICによる事後評価(2006年)では計画灌漑面積が十分に達成されていないことが指摘された。また、新JICAによる事後現況調査(2010年)においては、灌漑面積の拡大に進展があったものの必要な用水量が確保されず、特に夏期(乾季)での灌漑が円借款事業時に想定した灌漑面積を達成していないこと、水利費がかかるにも拘らず定期的な灌水が必要な収益性作物の導入ができない等、農家収益の向上に向けて更なる改善が必要となっていることが指摘された。

このため、2010年8月、「モ」国政府は円借款で整備した灌漑施設を効果的に利用するため、我が国に対して技術協力を要請した。

JICAは、円借款によって建設された灌漑施設の効果的な利用と農家の生計向上とを目指した取り組みの必要性や可能性を検討し、農業・漁業省地方インフラ・灌漑局(中央レベル)及びドゥカラ地方農業開発公団(以下、ORMVAD)(現場レベル)をカウンターパート(C/P)機関として、2011年7月から2016年7月までの5年間の計画で「アブダ・ドゥカラ灌漑地域における灌漑システム向上プロジェクト」(以下、本プロジェクト)を実施中である。

JICAは、現在、3名の専門家(「チーフアドバイザー」(2011年7月から2013年7月予定)、「灌漑技術/水管理」(2011年7月から2013年7月予定)、「業務調整」専門家(2011年8月から2012年8月予定))を派遣している。

本プロジェクトは、円借款で整備した灌漑地区1万9000haを対象地域としており、技術移転と展示効果による成果の普及を目的として、対象地域の中でパイロットサイト(150ha程度を想定)を選定中である(2012年2月頃までに確定予定)。また、短期の専門家として「水管理技術」、「農民組織化」、「園芸作物栽培」等を随時派遣予定である。

本専門家が担当する営農分野については、これまでに派遣した営農専門家(2011年7月から2011年12月)が、プロジェクト立ち上げに係る業務(現況調査、パイロットサイトの選定作業)と営農分野の計画策定(作付け体系の選定等)に関してC/Pに対する指導・助言を行った。

本専門家は、上記結果を受けて、パイロット活動対象地域における営農計画の具体化、パイロット活動の実施・モニタリング、流通改善に関するC/Pに対する指導・助言を行い、モデルとして期待される灌漑農業の試行及び関係者の能力向上を行うことを目的とする。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、派遣中の専門家及び短期の専門家(園芸作物栽培分野等)と協働し、これまでの活動成果を踏まえ、パイロット活動対象地域における営農計画の具体化を行う。その上で、乾季と雨季の双方でパイロットサイト活動や流通改善活動に関して、C/P機関に対する指導・助言を行う。

具体的担当事項は次のとおり。

[営農]

(1) 国内準備期間(2012年3月上旬)

ア 本プロジェクトに関する円借款事業及びその後の調査について、報告書等(事前調査報告書、専門家業務完了報告書、M/M、R/D等)を通じて事業内容を把握する。

イ 「モ」国地方インフラ整備における現状と課題について、報告書等を通じて内容を理解すると共に、本案件の果たすべき役割を把握する。

ウ 他ドナーの営農分野に対する援助活動について、報告書等を通じて内容を理解し、本プロジェクト活動との重複を避け、補完関係を構築するために各活動の位置づけを整理する。

エ 業務実施計画書(和文、英文又は仏文)を作成しJICA農村開発部へ提出・説明する。

(2) 第1次現地派遣期間(2012年3月中旬～2012年5月中旬)

ア JICAモロッコ事務所、C/P、プロジェクト専門家に対して、業務実施計画の説明を行い、内容を確認する。

イ C/Pが行う以下(ア)～(ク)の活動について、C/Pに対して指導・助言を行う。

(ア) パイロットサイトに係る営農計画作成のための基礎情報の追加収集

(イ) 導入マニュアル作成のための栽培技術に係る追加調査

(ウ) マーケットに係る追加調査

(エ) パイロット活動対象地域における営農計画の農家への説明・協議

(オ) パイロット活動対象地域における営農計画の確定

(カ) パイロットサイト農家向けのスタディーツアーの実施

(キ) 導入作物に対応した施設導入計画の検証、修正

(ク) 点滴灌漑施設の試験導入に関する指導、モニタリング

(ケ) 栽培作物の導入指導(苗木購入、植え付け)

ウ 営農分野に係る必要な投入計画について、「モ」国側関係者及びJICA本部と協議する。

エ 現地業務結果報告書(和文、英文又は仏文)を作成し、JICAモロッコ事務所及びC/P機関に提出・説明する。

(3) 第1次国内作業期間(2012年6月上旬)

ア 現地業務結果を、JICA農村開発部へ報告する。

イ 今後の活動計画について、必要に応じて業務実施計画書を改訂しJICA農村開発部へ説明を行う。

(4) 第2次現地派遣期間(2012年6月中旬～2012年8月中旬)

ア JICAモロッコ事務所、C/P、プロジェクト専門家に対して、業務実施計画の説明を行い、内容を確認する。

イ C/Pが行う以下(ア)～(オ)の活動について、C/Pに対して指導・助言を行う。

(ア) パイロット活動の実施、モニタリング

(イ) 栽培作物の販路の提示

(ウ) 栽培作物の販売実績の記録と分析

(エ) 節水灌漑による栽培マニュアルの作成

(オ) 次期活動のための営農計画の改訂案作成

ウ 現地業務結果報告書(和文、英文又は仏文)を作成し、JICAモロッコ事務所及びC/P機関に提出・説明する。

(5) 第2次国内作業期間(2012年8月下旬)

ア 現地業務結果を、JICA農村開発部へ報告する。

イ 今後の活動計画について、必要に応じて業務実施計画書を改訂しJICA農村開発部へ説明を行う。

(6) 第3次現地派遣期間(2012年9月中旬～2012年11月中旬)

ア JICAモロッコ事務所、C/P、プロジェクト専門家に対して、業務実施計画の説明を行い、内容を確認する。

- イ C/Pが行う以下(ア)～(ク)の活動について、C/Pに対して指導・助言を行う。
- (ア) パイロット活動のモニタリング・評価
 - (イ) 栽培作物の経済分析
 - (ウ) 乾季作で実施したパイロット活動に関するセミナーの開催
 - (エ) 営農計画改訂案の農家への説明・協議
 - (オ) 次期営農計画の確定
 - (カ) パイロットサイト農家向けのスタディーツアーの実施。
 - (キ) 新規作物に必要な施設導入計画の立案・実施
 - (ク) 栽培作物(雨季)の植えつけ指導
- ウ 乾季に実施されたパイロット活動の営農分野について、関係者と評価・分析を行う。
- エ 上記分析結果から、営農分野の課題を抽出し、対応策を検討する。
- オ 次期営農計画について「モ」国側関係者及びJICA本部と協議を行う。
- カ 現地業務結果報告書(和文、英文又は仏文)を作成し、JICAモロッコ事務所及びC/P機関に提出・説明する。
- (7) 第3次国内作業期間(2012年11月下旬)
- ア 現地業務結果を、JICA農村開発部へ報告する。
 - イ 今後の活動計画について、必要に応じて業務計画書を改訂しJICA農村開発部へ説明を行う。
- (8) 第4次現地派遣期間(2013年1月上旬～2013年3月上旬)
- ア JICAモロッコ事務所、C/P、プロジェクト専門家に対して、業務実施計画の説明を行い、内容を確認する。
 - イ C/Pが行う以下の活動について、C/Pに対して指導・助言を行う。
- (ア) パイロット活動の実施・モニタリング
- ウ 営農に係る次年度の投入計画案を作成し、「モ」国側関係者、JICA本部と協議を行う。
- エ 現地業務結果報告書(和文、英文又は仏文)を作成し、JICAモロッコ事務所及びC/P機関に提出・説明する。
- (9) 帰国後整理期間(2013年3月中旬)
- ア JICAが開催する国内会議等にて現地調査・業務結果について説明・協議を行う。
 - イ 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部へ提出・説明を行う。

9 成果品

- (1) 業務実施計画書(全体、各派遣期時)
 - 英文3部(仏語も可とする)(C/P機関、JICA農村開発部、JICAモロッコ事務所)
 - 和文2部(JICA農村開発部、JICAモロッコ事務所)
- (2) 現地業務結果報告書(各派遣時)
 - 英文3部(仏語も可とする)(C/P機関、JICA農村開発部、JICAモロッコ事務所)
 - 和文2部(JICA農村開発部、JICAモロッコ事務所)
- (3) 専門家業務完了報告書
 - 和文2部(JICA農村開発部、JICAモロッコ事務所)

上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。また、現地派遣期間中は業務従事月報を作成し、JICAモロッコ事務所に提出すること。

10 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点
 - 現地プロジェクトスタッフとして通訳(英語 仏語、あるいは、英語 アラビア語)の備上を予定している。
- (2) プロポーザル提案事項
 - 業務工程表をプロポーザルにて提案すること。
 - なお、工程表策定に係る上限は以下のとおりとする。

ア 全体M/M:	8.6M/M
イ 現地派遣回数:	4回
ウ 国内準備期間:	7日
エ 帰国後整理期間:	5日
オ 国内作業:	2日
- (3) 参考資料
 - 本件に係る資料はJICA農村開発部畑作地帯第二課(TEL:03-5226-8425)にて閲覧できます。
- (4) 必要予防接種 無
- (5) その他
 - ア 本件は、業務従事予定者によるプレゼンテーションの実施を予定している。
 - (ア) 実施時期: 2月17日(金)(予定)(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
 - (イ) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構内会議室
 - (ウ) 実施方法:
 - a 一者当たり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分
 - b プレゼンテーションは、業務従事予定者が業務実施方針、提案事項の説明を行う。
 - (エ) 出席者: 業務従事予定者以外の出席を認めない。
 - イ 本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分け

- ずに全業務期間分一括して作成すること。
- (6) 本案件についてはA類型を予定している。

番号： 1 2 国名：エチオピア 担当：エチオピア事務所
案件名：オロミア州母子栄養改善プロジェクト専門家派遣（行動変容コミュニケーション）

1 今回契約予定のコンサルタント

1) 行動変容コミュニケーション 1名 大卒後8～17年程度

2 契約予定期間： 全体 2012年2月下旬から2012年7月上旬まで

業務予定期間（日数）	準備期間	派遣期間	整理期間	M / M
行動変容コミュニケーション	5	120	5	4.33

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写6部

見積書：正1部写1部

提出期限：2月8日(12時まで)

提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：行動変容コミュニケーション

(ア) 類似業務の経験	40
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
(ウ) 語学力	16
(エ) その他 学位、資格等	16

(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)

対象国/地域：エチオピア/全途上国

類似業務：母子保健・栄養分野に係る各種業務

6 条件

補強：認めない。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

エチオピア国(以下「エ」国)では、年間約300万人が感染症に罹患しており、成人死亡の約52%、5歳未満児死亡の約73%が感染症に起因しており、感染症を引き起こす原因のひとつが栄養失調であり、5歳未満児死亡率の57%が栄養失調に起因している。特に母親の離乳食に関する知識不足や出産間隔が短いために生じる第2子以降の子どもの食事量不足等により、離乳食移行期(生後6ヶ月以降2歳以下)の子どもの約60%が慢性栄養失調であり、「エ」国の高い15歳未満児死亡率及び子どものその後の成長に悪影響を及ぼしている。また、女性は社会的に地位が低い、十分な食べ物と医療サービスへのアクセスが限られている(痩せ過ぎの女性の割合：27%、妊婦検診利用率：30%)。そのため、慢性栄養失調のまま育った女性が若年(15-19歳)に妊娠・出産しており、未熟児の出産、子どもの発育不全を引き起こすとともに、女性自身の健康状態をも悪化させている。

これまで「エ」国が従来実施してきた栄養改善活動は、急性栄養失調に焦点を当てており、即効性があるものの、自立発展性の点で限界があった。長期的視点から、慢性栄養失調の原因を解決していくことが重要であり、そのためにはコミュニティレベルでの定常的な栄養改善活動の強化が必要である。このような状況に鑑み、2006年に第3次国家保健計画(Health Sector Development Plan : HSDP)が策定され、栄養改善への取り組みはセクターをまたぐ横断的課題と明記された。それに伴い、国家栄養プログラム(National Nutrition Program : NNP)が制定され、その一コンポーネントとして、地域に根ざした栄養改善活動(Community-Based Nutrition : CBN)が推進されることとなった。

これらの状況を踏まえ、2007年1月、「エ」国政府より母子栄養改善に係る要請があり、これを受けて、JICAは2008年11月から2013年10月の5年間の計画で、オロミア州保健局をカウンターパート(C/P)として、同州3県(アルシ県、東ショア県、パレ県)10郡を対象に、5歳未満児と妊産婦・授乳婦の栄養改善を目的とした技術協力プロジェクト「母子栄養改善プロジェクト」(以下、本プロジェクト)を実施中である。本プロジェクトは、5歳未満児と妊産婦・授乳婦の栄養改善を目的としたコミュニティにおける保健サービスの強化を目的としており、コミュニティでの栄養改善サービスを促進するために、CBN活動への住民参加の促進、保健普及員(Health Extension Workers : HEW)によるCBN活動の実施促進、ヘルスポスト(Health Post : HP)とヘルスセンター(Health Center : HC)の連携強化、

州・県・郡保健局の管理・指導能力の向上、他セクター(農業、教育)との効果的な栄養改善連携モデルの構築を目指した活動をしている。

これまで本プロジェクトでは、チーフアドバイザー、業務調整/地域保健、IEC教材制作、モニタリング評価ツール開発、セクター連携栄養改善支援、モニタリング実施支援、の各分野の専門家が派遣されており、このうち現在はチーフアドバイザー、業務調整/地域保健、マルチセクター連携支援、スーパービジョン強化支援の専門家が派遣中である。

CBN活動では住民の健康・栄養問題に対する知識、認識を高め、行動変容を促すため、村落ボランティア(Volunteer Community Health Worker: VCHW)及びHEWが中心となり、各村(ケベレ)においてGrowth Monitoring and Promotionの一環としてCommunity Conversation(CC)と呼ばれる住民との対話形式による教育・啓発活動を実施している。プロジェクトはこうした活動のスーパービジョンの体制を強化し、また新しい情報・教育・コミュニケーション(IEC)教材を作成・配布する等の活動を行ってきた。しかし、CC活動については、VCHWやHEWの力量が大きく影響し、定期開催ができていない村も見られる等、CCの活性化が課題となっている。また、保健以外の様々なセクター(農業、女性グループ、貧困削減等)の会合を活用し多様な側面からの行動変容活動を促進して行くことも必要になっている。

本専門家はCCを中心に行動変容コミュニケーション(BCC)に係る活動の現状を整理・分析した上で、有効なBCCモデルの形成を行い、その事例集を作成し、さらに、BCC活動を効率的に行うために必要な指導・助言をC/Pに対し行うことを目的とする。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、行動変容コミュニケーションに係る技術協力の専門家としてCCを中心としたBCC活動が効果的に実施されるため、BCC活動の現状分析を行い、実行可能な活動計画の策定を通じ、C/Pに対して指導・助言を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[行動変容コミュニケーション]

(1) 国内準備期間(2012年2月下旬)

ア 既存の事業報告書等の関連資料をレビューし、本件業務について整理する。

イ 栄養プログラムにおけるBCCに関連する国際機関やNGOが実施する有効な活動モデルについて情報を収集・整理する。

ウ 必要に応じて、派遣中の長期専門家と連絡・調整の上、現地派遣期間における業務内容を整理する。

エ 業務実施計画書(和文、英文)を作成しJICA人間開発部へ提出、説明を行う。

(2) 現地派遣期間(2012年2月下旬～6月下旬)

ア 現地業務開始時にC/P及びJICAエチオピア事務所に業務実施計画書を提出・説明し、業務計画を確認する。

イ C/Pによる以下の業務に対し、助言・指導を行う。

(ア) NNPにおけるBCC活動について国際機関やNGOから聞き取りを通じ、有効なBCCモデルや使われているIEC教材等のツールについての情報収集・整理。

(イ) 2012年3月上旬に開催予定のレビュー会議(コミュニティーリーダー、HEW、郡及び県保健事務所の所長及び母子保健専門員が参加)への参加。

(ウ) プロジェクト対象サイト(3県10郡)から選定した20村における実地調査。

(エ) 上記(ウ)、(イ)から、コミュニティで開催されているCCの実施状況の把握・分析(開催頻度や進め方や話し合いの内容、住民の参加状況等)、及び課題の整理・分析。

(オ) 上記(イ)分析結果を踏まえ、パイロット村落(3村落程度を想定)を選定し、有効なBCCモデルを形成。

具体的には、基礎情報の収集、Integrated Refresher Training(IRT)のマニュアルを参照したアクション・リサーチ(活動を実施しながら同時並行的にデータ収集を行い、問題の解決方法を導き出す調査手法)の実施。

(カ) 上記(オ)モデルについて、関係者の役割の整理、モニタリング方法の考案、有効性の検証方法の提示。

(キ) 上記(オ)(カ)結果を踏まえ、有効なBCCの事例集を作成。

(ク) 2012年6月頃実施予定のレビュー会議において、上記(キ)事例集を提案の上、今後の活動に対し助言するとともに、関係者からのフィードバックを踏まえ内容を改訂し、最終版として策定。

(ケ) 上記(カ)をもとに、CBN活動の一環で実施しているテクニカルサポーター・スーパービジョンのチェックリストにBCCに関する項目追加の検討。

ウ 上記イ活動成果を踏まえ、C/P及び派遣中の専門家に対し業務成果の報告を行い、C/P及び専門家からのフィードバックを反映させた現地業務結果報告書(英文)を作成する。

エ C/P及びJICAエチオピア事務所に対し、現地業務結果報告書を提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間(2012年7月上旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成の上、JICA人間開発部及びJICAエチオピア事務所に提出・報告する。

9 成果品

(1) 業務実施計画書

英文4部(C/P機関、JICA人間開発部、JICAエチオピア事務所、プロジェクトチーム)

和文3部(JICA人間開発部、JICAエチオピア事務所、プロジェクトチーム)

(2) 現地業務結果報告書

英文4部(C/P機関、JICA人間開発部、JICAエチオピア事務所、プロジェクトチーム)

(3) 専門家業務完了報告書

和文3部(JICA人間開発部、JICAエチオピア事務所、プロジェクトチーム)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。また、現地派遣期間中業務従事月報を作成し、JICAエチオピア事務所に提出すること。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

特になし。

(2) プロポーザル提案事項

特になし。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA人間開発部保健第一グループ保健第一課(TEL: 03-5226-8345)にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 黄熱

(5) その他

本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成すること。

(6) 本案件についてはA類型を予定している。

番号：13 国名：エチオピア 担当：エチオピア事務所
案件名：オロミア州母子栄養改善プロジェクト専門家派遣（チーフアドバイザー／母子保健・栄養）

1 今回契約予定のコンサルタント

1) チーフアドバイザー／母子保健・栄養 1名 大卒後13～22年程度

2 契約予定期間：全体 2012年3月中旬から2013年3月下旬まで

業務予定期間 チーフアドバイザー／母子保健・栄養 計10M/M 業務工程をプロポーザルで提案すること。

なお、国内準備期間及び帰国後整理期間は各々5日を上限とし、これら国内作業分の現地派遣期間への振り替えを含む2回を上限とする現地派遣期間については、プロポーザルで提案すること。また、前派遣期間と次の派遣期間の国内作業は2日とすること。

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写6部

見積書：正1部写1部

提出期限：2月15日(12時まで)

提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：チーフアドバイザー／母子保健・栄養	
(ア) 類似業務の経験	28
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
(ウ) 語学力	16
(エ) その他 学位、資格等	12
(オ) 業務従事者によるプレゼンテーション	16

(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)

対象国/地域：エチオピア/全途上国

類似業務：母子保健・栄養に係る各種業務

6 条件

補強：認めない。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

エチオピア国(以下「エ」国)では、年間約300万人が感染症に罹患しており、成人死亡の約52%、5歳未満児死亡の約73%が感染症に起因しており、感染症を引き起こす原因のひとつが栄養失調であり、5歳未満児死亡率の57%が栄養失調に起因している。特に母親の離乳食に関する知識不足や出産間隔が短いために生じる第2子以降の子どもの食事量不足等により、離乳食移行期(生後6ヶ月以降2歳以下)の子どもの約60%が慢性栄養失調であり、「エ」国の高い15歳未満児死亡率及び子どものその後の成長に悪影響を及ぼしている。また、女性は社会的に地位が低い、十分な食べ物と医療サービスへのアクセスが限られている(痩せ過ぎの女性の割合：27%、妊婦検診利用率：30%)。そのため、慢性栄養失調のまま育った女性が若年(15-19歳)に妊娠・出産しており、未熟児の出産、子どもの発育不全を引き起こすとともに、女性自身の健康状態をも悪化させている。

これまで「エ」国が従来実施してきた栄養改善活動は、急性栄養失調に焦点を当てており、即効性があるものの、自立発展性の点で限界があった。長期的視点から、慢性栄養失調の原因を解決していくことが重要であり、そのためにはコミュニティレベルでの定常的な栄養改善活動の強化が必要である。このような状況に鑑み、2006年に第3次国家保健計画(Health Sector Development Plan : HSDP)が策定され、栄養改善への取り組みはセクターをまたぐ横断的課題と明記された。それに伴い、国家栄養プログラム(National Nutrition Program : NNP)が制定され、その一コンポーネントとして、地域に根ざした栄養改善活動(Community-Based Nutrition : CBN)が推進されることとなった。

これらの状況を踏まえ、2007年1月、「エ」国政府より母子栄養改善に係る要請があり、これを受けて、JICAは2008年11月から2013年10月の5年間の計画で、オロミア州保健局をカウンターパート(C/P)として、同州3県(アルシ県、東ショア県、パレ県)10郡を対象に、5歳未満児と妊産婦・授乳婦の栄養改善を目的とした技術協力プロジェクト「母子栄養改善プロジェクト」(以下、本プロジェクト)を実施中である。本プロジェクトは、5歳未満児と妊産婦・

授乳婦の栄養改善を目的としたコミュニティにおける保健サービスの強化を目的としており、コミュニティでの栄養改善サービスを促進するために、CBN活動への住民参加の促進、保健普及員(Health Extension Workers: HEW)によるCBN活動の実施促進、ヘルスポスト(Health Post: HP)とヘルスセンター(Health Center: HC)の連携強化、州・県・郡保健局の管理・指導能力の向上、他セクター(農業、教育)との効果的な栄養改善連携モデルの構築を目指した活動をしている。

これまで本プロジェクトでは、チーフアドバイザー、業務調整/地域保健、IEC教材制作、モニタリング評価ツールの開発、セクター連携栄養改善、モニタリング実施、の各分野の専門家を派遣しており、このうち現在はチーフアドバイザー、業務調整/地域保健、マルチセクター連携強化、スーパービジョン強化を派遣中であり、2012年3月から6月にかけて行動変容コミュニケーションの専門家を派遣予定である。

本専門家は、チーフアドバイザー兼母子保健・栄養の専門家として、プロジェクト全体の運営管理を行うとともに、専門的知見から技術移転を通して、コミュニティにおける栄養改善活動を推進する上での課題の特定・解決及び「エ」国側の持続的なコミュニティでの栄養改善活動実施体制の改善に係る助言・指導をC/Pに対して行うことを目的として派遣する。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、チーフアドバイザー兼母子保健・栄養の専門家として、他専門家、JICAエチオピア事務所、他ドナー(ユニセフ、世界銀行、援助国政府ドナー、NGO等)と調整しながら、業務全体の総括(計画及び運営管理)を行うとともに、母子保健・栄養改善に関する専門的知見から、相手国C/P機関(オロミア州保健局、対象県・郡保健局等)に対し、母子栄養改善活動への指導・助言を行い、地域で住民が主体となって栄養改善活動を継続できる仕組みを構築する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[チーフアドバイザー/母子保健・栄養]

(1) 国内準備期間(2012年月3中旬)

- ア 関連資料をレビューし、本件業務に係る項目の抽出・分類等の整理を行う。
- イ 派遣中の他専門家からプロジェクトの活動状況に係る情報を収集する。
- ウ 業務実施計画書(全体)(和文、英文)を作成しJICA人間開発部へ提出・説明を行う。

(2) 現地派遣期間(2012年3月中旬～2013年3月上旬)

<共通>

- ア 現地業務開始時、C/P及びJICAエチオピア事務所に業務実施計画書を提出・説明し、内容の確認を行う。
- イ 現地業務終了時、現地業務結果報告書を作成し、C/P及びJICAエチオピア事務所へ提出・報告する。

<チーフアドバイザー>

他の本プロジェクト専門家及びC/Pと協力して、以下の業務を行う。

- ウ 本プロジェクトの活動の計画・実施・モニタリングの総括。
- エ 州保健局C/Pと定期的な会合を実施し、活動の実施・モニタリング状況や計画についての協議。
- オ R/D記載の合同調整委員会(JCC)(2012年8月下旬、2013年2月下旬開催予定)等の準備・実施促進。
- カ 連邦保健省や他の開発パートナーが出席する栄養関連会議に出席し、本プロジェクトの知見・経験を発信・共有するとともに、他パートナーの活動内容についての情報収集及び協調・連携の促進。
- キ 6ヶ月毎のプロジェクト事業進捗報告書の取りまとめ。
- ク プロジェクト開始時から対外的に発行しているMonthly Reportの定期的な発信を中心とした本プロジェクト広報活動の取りまとめ。
- ケ 各種関係機関と協力の上、2013年2月上旬から中旬に実施予定の本プロジェクト終了時評価の実施促進。
- コ 2011年度の本邦研修実施後の帰国研修員の活動のフォロー及びフォロー結果に係る本邦研修実施委託先及びJICAエチオピア事務所への報告。
- サ 2012年度に実施が予定されているC/P研修について、全体のデザイン作成、研修受け入れ機関との調整、研修日程の調整、候補者の選定等事前準備及び研修実施の支援。

<母子保健・栄養>

C/Pによる以下業務に対して、助言・指導を行う。

- シ 対象10郡におけるCBN活動の実施。特に現在課題になっている以下の点について留意。
 - (ア) 2歳未満児の体重測定やCommunity Conversation(CC:住民との対話形式による教育・啓発活動)等の活動への参加率の向上。
 - (イ) 「エ」国の新政策として、村落ボランティア(VCHW: Volunteer Community Health Worker)に替えて新たに配置されるDevelopment Army(DA: コミュニティの動員を行う住民ボランティア。DAはVCHWが従来実施していたCBN活動(Growth Monitoring、CC、健康教育)は行えないため、HEWがその分もカバーしCBN活動を実施することとなる。)の円滑な制度移行。
 - (ウ) コミュニティでの行動変容コミュニケーションの効果的な実施。
- ス 対象郡や村において実施されるレビュー会議(コミュニティリーダー、HEW、郡及び県の保健所長と母子保健専門員が参加)を通して、CBN活動及び技術的スーパービジョン(Technical Supportive Supervision)等、プロジェクト活動実施状況の確認並びに円滑な活動。また、レビュー会議で提起された課題について県・州保健局との定期会議において共有し、改善策の協議・検討。
- セ 県保健局、郡保健事務所によりHEW(約500人)を対象に実施される統合再研修(Integrated Refresher Training: IRT: 「エ」国政策の一環で実施されている、CBNを含むHEWの業務全般を内容とする再研修プロ

ラム)の内容を確認し、栄養分野の観点から同研修実施に伴う課題について県・州保健局との定期会議で共有し、改善策の協議・検討。また、研修後のモニタリング/スーパービジョンについて、効果・効率的なシステムの協議・検討。

ソ 地域栄養改善活動(他セクター(農業、女性グループ等)との効果的な栄養改善連携モデルの構築)について活動の現状を把握し、C/P及び他ドナーと協議の上、他地域への展開について助言・指導。

(3) 国内作業期間

ア 現地業務結果をJICA人間開発部へ報告する。

イ 直近の現地派遣業務結果を踏まえた、次の業務実施計画書を修正し、JICA人間開発部へ提出・説明する。

(4) 帰国後整理期間(2013年3月上旬)

専門家業務完了報告書を作成し、JICA人間開発部へ提出・報告する。

9 成果品

(1) 業務実施計画書 (全体、第2次)

英文4部(C/P機関、JICA人間開発部、JICAエチオピア事務所、プロジェクトチーム)

和文3部(JICA人間開発部、JICAエチオピア事務所、プロジェクトチーム)

(2) 現地業務結果報告書(第1次、第2次)

英文4部(C/P機関、JICA人間開発部、JICAエチオピア事務所、プロジェクトチーム)

(3) 専門家業務完了報告書

和文3部(JICA人間開発部、JICAエチオピア事務所、プロジェクトチーム)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。また、現地派遣期間中業務従事月報を作成し、JICAエチオピア事務所に提出すること。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

特になし。

(2) プロポーザル提案事項

ア 業務工程表は10M/Mを上限として、プロポーザルで提案すること。

イ 2013年2月上旬から中旬に実施予定の本プロジェクト終了時評価の際は、現地で業務従事すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA人間開発部保健第一課(TEL:03-5226-8358)にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 黄熱

(5) その他

本件は、業務従事予定者によるプレゼンテーションを実施する予定です。

ア 実施時期：2月20日(月)午後(予定)(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

イ 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室

ウ 実施方法：

(ア) 一者当たり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分

(イ) プレゼンテーションは、業務従事予定者が業務実施方針、提案事項の説明を行う。

エ 出席者：業務従事予定者以外の出席を認めない。

(6) 本案件についてはA類型を予定している。

(7) 本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けて全業務期間分一括して作成すること。

番号：14 国名：セネガル 担当：セネガル事務所
案件名：日本企業への投資促進戦略策定アドバイザー専門家派遣（投資促進）

1 今回契約予定のコンサルタント

1) 投資促進 1名 大卒後13～17年程度

2 契約予定期間：全体 2012年3月下旬から2013年2月下旬まで

業務予定期間（日数）	準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	整理期間	M/M
投資促進	5	90	30	180	5	10.33

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写6部

見積書：正1部写1部

提出期限：2月15日(12時まで)

提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：投資促進	
(ア) 類似業務の経験	28
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
(ウ) 語学力	16
(エ) その他 学位、資格等	12
(オ) 業務従事者によるプレゼンテーション	16

(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：仏語または英語（語学は認定書（写）を添付してください。）

対象国/地域：セネガル/全途上国

類似業務：投資・貿易に係る各種業務

6 条件

補強：認めない。

7 業務の背景と目的

我が国が主導して実施された第4回アフリカ開発会議(TICAD)においては官民連携、特に日本企業のアフリカ向け投資促進が謳われているものの、セネガル国(以下「セ」国)に対する日本企業の投資は増加していない。他方で、「セ」国においてはインフラ整備をはじめとした膨大な投資に対するニーズがあるにもかかわらず、「セ」国に対する投資・貿易に係る情報が必ずしも日本企業に共有されておらず、我が国から距離があり、言語の面で隔たりがある日本企業にとって「セ」国における投資環境を把握することが困難となっている。

このような状況の中、「セ」国政府は日本企業を中心とした外国企業からの投資を促進させることを目的として、国内外の投資窓口機関である投資促進・大規模投資公社(APIX)への専門家の派遣を要請した。本専門家派遣を通じて、APIXに対して外国企業とのビジネス環境の理解やその関心に対する理解が促進されるほか、外国企業側にとっても「セ」国の投資環境に対する理解の増進やそれに基づく投資促進が見込まれ、「セ」国経済の活性化及びTICADの公約達成に寄与することが期待されている。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、PPP及び有償資金協力事業の仕組み及び手続きを十分把握の上、APIXをカウンターパート(C/P)機関として、外国投資、特に日本企業をターゲットとした誘致促進に向けた投資環境整備を目的として、「セ」国における改善点に関する助言や、政策・戦略策定及び我が国からの投資家の問い合わせに対する的確な情報提供を行う等の支援を行うものである。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[投資促進]

(1) 国内準備期間(2012年3月下旬)

ア 「セ」国の一般情報及び関連プロジェクト等を調査し、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。

イ 国内で入手可能な情報の収集、整理を行い、「セ」国の投資環境に係る現状及び政策、並びに海外直接投資(特に日本企業からの)の状況に関する情報の収集・分析を行う。

- ウ 第2次現地派遣までを含む業務全体の業務実施計画書(和文、英文)を作成し、JICAセネガル事務所へ提出する。
- (2) 第1次現地派遣期間(2012年3月下旬～2012年6月下旬)
- ア 現地業務開始時にC/P機関及びJICAセネガル事務所に業務実施計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また、適宜JICAセネガル事務所に対し進捗報告を行う。
- イ OECDのPolicy Framework for Investment(PFI)ツールを活用し、C/P機関及びその他投資促進関連機関の投資政策策定上の課題をC/Pと共に明確にする。
- ウ 日本企業を中心とした外国企業の投資促進に係る支援を以下のとおり行う。
- (ア) 日本企業を中心とした外国企業を対象とする「セ」国への直接投資に対するニーズ、関心、要望・懸念事項に関する調査の企画・実施に係る支援
- (イ) 日本企業を中心とした外国企業を対象とする投資促進における課題及び対応策の検討に係る支援
- (ウ) 日本企業を中心とした外国企業を対象とする投資振興用の資料作成に係る支援
- (エ) 「セ」国向け投資に関心を有する日本企業を中心とした外国企業を対象とした投資促進セミナーの開催準備に係る支援
- (オ) 「セ」国向け投資に関心を有する日本企業を中心とした外国企業に対する個別相談の実施支援
- エ 第1次現地派遣期間の進捗状況、第1次国内作業期間、第2次現地派遣の業務計画を取りまとめた現地業務結果報告書1(和文、英文)を作成し、「セ」国側関係機関、JICAセネガル事務所等へ報告する。
- (3) 国内作業期間(2012年7月上旬～2012年8月上旬)
- ア 現地業務結果報告書1(和文)をJICA産業開発・公共政策部に提出し、報告を行うとともに、「セ」国投資セミナーに関する協議を行う。
- イ 日本企業を中心とした外国企業を対象にした「セ」国投資セミナーの開催を支援する。また、同セミナーにおいて、C/P機関と共に「セ」国のビジネス環境について説明を行うとともに投資誘致活動を行う。
- ウ 投資セミナーの結果を踏まえ、日本企業を中心とした外国企業の誘致を促進するための方策を検討するための支援を行う。
- エ 上記イの業務に係る国内の関連企業・団体等と協議の支援を行う。
- オ 第2次現地派遣に向けて活動方針等についてJICAセネガル事務所と協議し、業務実施計画書(和文、英文)を適宜修正の上で、JICAセネガル事務所に提出する。
- (4) 第2次現地派遣期間(2012年8月上旬～2013年1月下旬)
- ア 修正した業務実施計画書について、現地業務開始時に、「セ」国側関係機関、JICAセネガル事務所等に確認を行う。また、適宜JICAセネガル事務所に対して進捗報告を行う。
- イ 上記(2)イの結果を踏まえ、C/P機関の投資促進に係る能力向上を図るうえで必要な方策を検討し、アクションプラン(案)として提示する。
- ウ これまでの業務により得られた結果を踏まえ、引き続き日本企業を中心とした外国企業の投資促進に係る支援を以下のとおり行う。
- (ア) 投資誘致及び進出済み企業サポートのための情報提供の有り方等、関連ノウハウの移転に係る支援
- (イ) C/Pの外国企業向け投資案内情報ツール整備支援
- (ウ) 投資誘致をテーマとして、政府関係者、民間企業を対象にしたセミナーの開催支援(回数、規模等については、適宜、相談の上、決定のこと)
- エ 進出を果たした日本企業中心とした外国企業の生産、出荷が本格化することに伴い発生することが想定される投資、貿易、物流、労働等の問題点を抽出しC/P機関にフィードバックするとともに、ビジネス環境改善に向けた支援、助言を行う。また、先行投資企業が追加投資等による生産拡大にあたり直面する手続き(増資手続き、株主変更手続き、定款変更手続き等)における問題点についても洗い出しを行い、各種手続きに係るフロー(基準や料金を含む)が投資家に明確に示されるよう支援を行う。
- オ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAセネガル事務所に対し業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書2(和文、英文)を作成、提出し、現地業務結果の説明を行う。
- (5) 帰国後整理期間(2013年2月上旬)
- 専門家業務完了報告書(和文)をJICA産業開発・公共政策部に提出し、報告を行う。
- 9 成果品
- (1) 業務実施計画書
英文4部(C/P機関3部、JICAセネガル事務所1部)
和文2部(JICA産業開発・公共政策部1部、JICAセネガル事務所1部)
- (2) 現地業務結果報告書(各派遣ごと)
英文5部(C/P機関3部、JICAセネガル事務所2部)
和文2部(JICA産業開発・公共政策部1部、JICAセネガル事務所1部)
- (3) 専門家業務完了報告書
和文2部(JICA産業開発・公共政策部1部、JICAセネガル事務所1部)
- なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、あわせて電子データでも提出する。
また、現地派遣期間中のコンサルタント業務従事月報を作成しJICAセネガル事務所に提出する。

- (1) 業務実施上の留意点
仏語での業務遂行が望ましいが、英語でも可。必要に応じて現地にて通訳(仏語 英語)を備上する予定。
また、各種仏文報告書への翻訳はJICAセネガル事務所にて行う予定。
- (2) プロポーザル提案事項
業務工程表をプロポーザルにて提案すること。
- (3) 参考資料
特になし。
- (4) 必要予防接種 黄熱
- (5) その他
本件は、業務従事予定者によるプレゼンテーションを実施する予定。
ア 実施時期：2月20日(月)(予定)(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示する)
イ 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室
ウ 実施方法：
ア) 一者当たり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分
イ) プレゼンテーションは、業務従事予定者が業務実施方針、提案事項の説明を行う。
エ 出席者：業務従事予定者以外の出席を認めない。
- (6) 本案件についてはA類型を予定している。
- (7) 本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けて全業務期間分一括して作成すること。

番号：15 国名：モザンビーク 担当：モザンビーク事務所
案件名：保健人材養成機関教員能力強化プロジェクト（教育学）

1 今回契約予定のコンサルタント

1) 教育学 1名 大卒後13～17年程度

2 契約予定期間： 全体 2012年4月上旬から2014年3月下旬まで

業務予定期間（日数）	準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	国内作業
教育学	5	100	3	100	3
	第3次派遣	国内作業	第4次派遣	整理期間	M/M
	100	3	100	8	14.07

上記の現地派遣等の業務予定期間は参考例である。別途、業務工程をプロポーザルにて提案すること。条件については「10 特記事項(2)」を参照のこと。

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写6部

見積書：正1部写1部

提出期限：2月15日(12時まで)

提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：教育学	
(ア) 類似業務の経験	28
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
(ウ) 語学力	16
(エ) その他 学位、資格等	12
(オ) 業務従事者によるプレゼンテーション	16

(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）

対象国/地域：モザンビーク/全途上国

類似業務：教育分野に係る各種業務

6 条件

補強：認めない。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

モザンビーク国(以下「モ」国)保健省は保健人材の量的拡大を着実に達成するために「国家保健人材開発計画(2008-2015)」を策定し、養成コース毎の養成人数に係る具体的な計画に基づく取り組みを推進している。JICAは「保健人材養成機関能力強化プロジェクト(2005-2008)」及び「保健人材育成アドバイザー派遣(2009-2011)」による技術協力を実施することにより、養成学校教員に対する教授法研修の開催や、保健省とともに薬剤技師、臨床検査技師、予防医学コースにおけるカリキュラム再編や教員用指導要領、教科書の開発等を通じて質的向上に取り組み、一定の成果を上げた。一方で、複数のドナーがそれぞれの方法で複数の専門コースのカリキュラムや教材の策定を行っており、異なる専門コース・カリキュラム間での技術的な内容の整合性や、教授法に係る一貫性の欠如といった新たな課題が表面化してきている。そのため、保健省は、技術的な内容の整合性や一貫性を保ちつつ、保健人材への教育の質の維持・向上を継続的に担保するメカニズムの導入を進める方針である。

本専門家は、JICAとブラジル国(以下「ブ」国)サンパウロ大学教育学部との連携によって派遣されるブラジル人専門家と協力し、「モ」国保健省人材養成局をカウンターパート(C/P)として、C/P教務部門主導のもと全国に15ある各養成機関に提示するガイダンス内容を精査、統一する機能の強化を行い、その上で養成コースの指導を担う教員の教授法に係る能力強化を図ることを目的として派遣される。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、技術協力事業の仕組みと手続きを十分把握の上、教育学や教授法の視点から保健人材の能力強化を図る。また、JICAモザンビーク事務所、JICA人間開発部及び関係機関に対し、業務進捗状況について適宜報告

を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[教育学]

(1) 国内準備期間(2012年4月中旬)

ア 「モ」国保健省が抱える保健人材育成の課題について、関連報告書及び関係者からのヒアリングを通じて把握する。

イ 上記の課題の解決に有効と思われるアプローチ、教訓を抽出する。

ウ 全期間に係る業務実施計画書(和文・英文)を作成し、JICA人間開発部へ提出する。

(2) 第1次現地派遣期間(2012年4月下旬～8月上旬)

ア 業務実施計画書について業務内容及び計画をJICAモザンビーク事務所及びC/P機関に説明・協議を行い、必要に応じて修正する。また、適宜JICAモザンビーク事務所に対し、進捗報告を行う。

イ ベースライン調査を実施し、教育学や教授法の視点から現職の教員及び準講師の指導能力や既存のカリキュラム、指導マニュアル、教員及び準講師配置の現状の確認、課題抽出を行う。

ウ 上記イで整理した情報に基づき、専門コース開設、カリキュラム、指導マニュアルの作成・点検・改定のためのガイドラインを作成する。

エ 教育学・教授法に関する教員研修実施要領及び教材等(常勤職員向け及び非常勤準講師向け)を策定する。

オ 「ブ」国サンパウロ大学教育学部の専門家と教育学・教授法研修に関する協議や調整を行う。

カ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P等関係機関に提出、報告を行う。

(3) 第1次国内作業(2012年8月中旬)

ア JICA人間開発部へ現地業務結果を報告する。

イ 直近の現地派遣報告結果を踏まえた業務実施計画書を作成し、JICA人間開発部へ提出及び説明を行う。

(4) 第2次現地派遣期間(2012年12月上旬～2013年3月中旬)

ア 業務実施計画書について業務内容及び計画をJICAモザンビーク事務所及びC/P機関に説明・協議を行い、必要に応じて修正する。また、適宜JICAモザンビーク事務所に対し、進捗報告を行う。

イ 教育学・教授法に関する教員研修実施要領及び教材等(常勤職員向け及び非常勤準講師向け)を策定する。

ウ 「ブ」国サンパウロ大学教育学部の専門家と教育学・教授法研修に関する協議や調整を行う。

エ C/P教務部門主導のもと、常勤の教員向け教育学・教授法研修(TOTを兼ねる)実施に向けた支援を行う。

オ 教務部門の協力のもと、TOT研修を受けた常勤教員による非常勤準講師向け教育学・教授法研修実施に向けた支援を行う。

カ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P等関係機関に提出、報告を行う。

(5) 第2次国内作業(2013年3月下旬)

ア JICA人間開発部へ現地業務結果を報告する。

イ 直近の現地派遣報告結果を踏まえた業務実施計画書を作成し、JICA人間開発部へ提出及び説明を行う。

(6) 第3次現地派遣期間(2013年4月上旬～2013年7月中旬)

ア 業務実施計画書について業務内容及び計画をJICAモザンビーク事務所及びC/P機関に説明・協議を行い、必要に応じて修正する。また、適宜JICAモザンビーク事務所に対し、進捗報告を行う。

イ 教務部門の協力のもと、TOT研修を受けた常勤教員による非常勤準講師向け教育学・教授法研修実施に向けた支援を行う。

ウ 教務部門主導のもと、ガイドラインに従い、新規教員養成のための教授法コース開講を準備する(コース開講申請、予算及び人材リソースの確保のための助言・指導等)。

エ 「ブ」国サンパウロ大学教育学部の専門家と教育学・教授法研修に関する協議や調整を行う。

オ 教務部門主導のもと、ガイドラインに従い、教授法コース開講のカリキュラム及び指導マニュアルを作成するための支援を行う。

カ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P等関係機関に提出、報告を行う。

(7) 第3次国内作業(2013年8月上旬)

ア JICA人間開発部へ現地業務結果を報告する。

イ 直近の現地派遣報告結果を踏まえた業務実施計画書を作成し、JICA人間開発部へ提出及び説明を行う。

(8) 第4次現地派遣期間(2013年11月下旬～2014年3月上旬)

ア 業務実施計画書について業務内容及び計画をJICAモザンビーク事務所及びC/P機関に説明・協議を行い、必要に応じて修正する。また、適宜JICAモザンビーク事務所に対し、進捗報告を行う。

イ 教務部門主導のもと、ガイドラインに従い、教授法コース開講のカリキュラム及び指導マニュアルを作成するための支援を行う。

ウ 教務部門の協力のもと、選定された保健人材養成機関において教授法コースを開講するための準備を行う。

エ 教授法(教務部門主導)と専門分野知識(技術作業部会主導)の両面から教員に対するモニタリング評価を行うための指標や評価方法の策定を支援する。

オ 上記エで策定された評価指標及び評価方法に基づき、保健人材養成機関における内部モニタリング評価実施要領及び教務部門による支援型監督指導実施要領を作成するための支援を行う。

カ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P等関係機関に提出、報告を行う。

(9) 帰国後整理期間(2014年3月中旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA人間開発部へ提出及び説明を行う。

9 成果品

- (1) 業務実施計画書(全体、各派遣時)
英文3部(C/P機関、JICA人間開発部、JICAモザンビーク事務所)
和文2部(JICA人間開発部、JICAモザンビーク事務所)
- (2) 現地業務結果報告書(各派遣時)
英文3部(C/P機関、JICA人間開発部、JICAモザンビーク事務所)
- (3) 専門家業務完了報告書
和文2部(JICA人間開発部、JICAモザンビーク事務所)

上記成果品の体裁は簡易製本とし、合わせて電子データ(PDF)も提出すること。また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICA人間開発部またはJICAモザンビーク事務所(現地派遣期間中)に提出すること。

10 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点
ポルトガル語が堪能であることが必須。
- (2) プロポーザル提案事項
ア 業務工程表をプロポーザルにて提案すること。
イ 全体の業務量は14.07 M/Mを上限とし、国内準備期間(5日)、国内作業期間(9日)、帰国後整理期間(8日)を目安とする。渡航回数は4回を上限とする。
- (3) 参考資料
特になし。
- (4) 必要予防接種 無
- (5) その他
ア 本件は、業務従事予定者によるプレゼンテーションを実施する予定です。
(ア) 実施時期：2月22日(水)(予定)(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
(イ) 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室
(ウ) 実施方法：
a 一者当たり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分
b プレゼンテーションは、業務従事予定者が業務実施方針、提案事項の説明を行う。
(エ) 出席者：業務従事予定者以外の出席を認めない。
イ 本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成すること。
- (6) 本案件についてはC類型を予定している。